御所市下水道事業経営戦略

令和 7（2025）年度－令和 16（2034）年度

令和 7（2025）年 3 月

御所市都市整備課

目 次

第１章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ 1

１．経営戦略の策定趣旨 1

２．位置づけ 1

３．計画期間 1

第２章 下水道事業の現状分析 2

１．事業の概要 2

２．人口と有収水量 3

３．下水道施設や管渠の状況 8

４．災害対策の状況 11

５．使用料の状況 14

６．組織の状況 16

７．経営の状況 18

８．その他の状況 24

第３章 経営の基本方針 25

１．現状と課題 25

２．経営の基本方針 25

第４章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み 26

１．主要な施策・取り組み一覧 26

２．投資計画 27

３．財政計画 33

４．その他の取り組みの内容 35

第５章 投資・財政計画（収支計画） 37

１．財政シミュレーション 37

２．投資試算 39

３．財源試算 42

４．投資・財政計画（収支計画） 45

第６章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 48

経営戦略の検証及び PDCA サイクルの確立 48

第７章 経営戦略の業績指標目標 49

第８章　【参考】用語集..... 51

第１章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

１． 経営戦略の策定趣旨

本市では、公共下水道事業が平成４年度、特定環境保全公共下水道事業が平成 14 年度に供用が開始されて以降、鋭意整備を進め下水道の普及に努めています。

しかし、近年は人口減少や少子高齢化の進行など、下水道を取り巻く環境が大きく変化し、厳しい財政状況が続く中、経営基盤の更なる強化が求められています。

このような状況において、総務省では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請しております。

本市では、令和２年４月から地方公営企業法を適用し、下水道経営に取り組んでいるところであり、将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を行っていくため、「下水道事業経営戦略」を令和２年度において策定いたしました。

また、経営環境の変化や社会情勢に応じて、「下水道事業経営戦略」を３年から５年ごとに見直すことにしており、計画期間(令和３年度～令和 12 年度)の中間時点において、事業の進捗状況について点検・評価を実施し、事業環境の変化等への対応策として、新たな取り組み・施策を設定する「計画見直し」を行いました。

２． 位置づけ

御所市下水道事業経営戦略は、本市の上位計画である「御所市第６次総合計画」を基に、将来 10 年間（令和 7～16 年度）の下水道事業運営計画を示すものです。

また本経営戦略は、下水道事業に係る「御所市下水道ストックマネジメント計画」と整合を図りつつ、経営状況を見据えながら、事業運営に取り組むこととしています。

３． 計画期間

「御所市下水道事業経営戦略」の計画期間は、令和 7～16 年度までの 10 年間とします。

第２章 下水道事業の現状分析

１． 事業の概要

本市の下水道事業は、流域関連公共下水道として昭和 49 年に基本計画を策定し、昭和 58 年に事業認可を受け下水道管渠の整備を進めてきました。

その後、平成 29 年度には、下水道事業の汚水処理施設が今後 10 年程度で概成することを求められていることにより流域下水道の全体計画の見直しが行われ、御所市の流域関連公共下水道計画においても流域下水道と整合をとりながら全体計画の見直しを行ったところであります。

【全体】

（令和６年４月１日現在）

行政区域内人口	23,523 人
行政区域面積	6,058ha

【公共下水道事業】

（令和６年４月１日現在）

供用開始年月日	1992（平成４）年４月８日
法適(全部・財務)・非適の区分※	法適用（一部）
処理区域内人口	9,397 人
現在処理区域面積	262ha

【特定環境保全公共下水道事業】

（令和６年４月１日現在）

供用開始年月日	2002（平成 14）年９月１日
法適(全部・財務)・非適の区分※	法適用（一部）
処理区域内人口	2,323 人
現在処理区域面積	67ha

※法適：地方公営企業法の規定を適用する企業、非適：地方公営企業法の規定を適用しない企業

２． 人口と有収水量

（１）人口と有収水量と使用料収入

本市の行政区域内人口と処理区域内人口について、令和２年度から令和５年度の実績をもとにシミュレーションを行った結果、以下グラフのような推移結果となりました。行政区域内人口は令和２年度が 24,901 人、令和５年度が 23,523 人と減少傾向にあり、この傾向を踏まえた将来の人口推移をシミュレーションでは、50 年後の令和 55 年度では行政区域内人口が 4,696 人となることが想定されます。

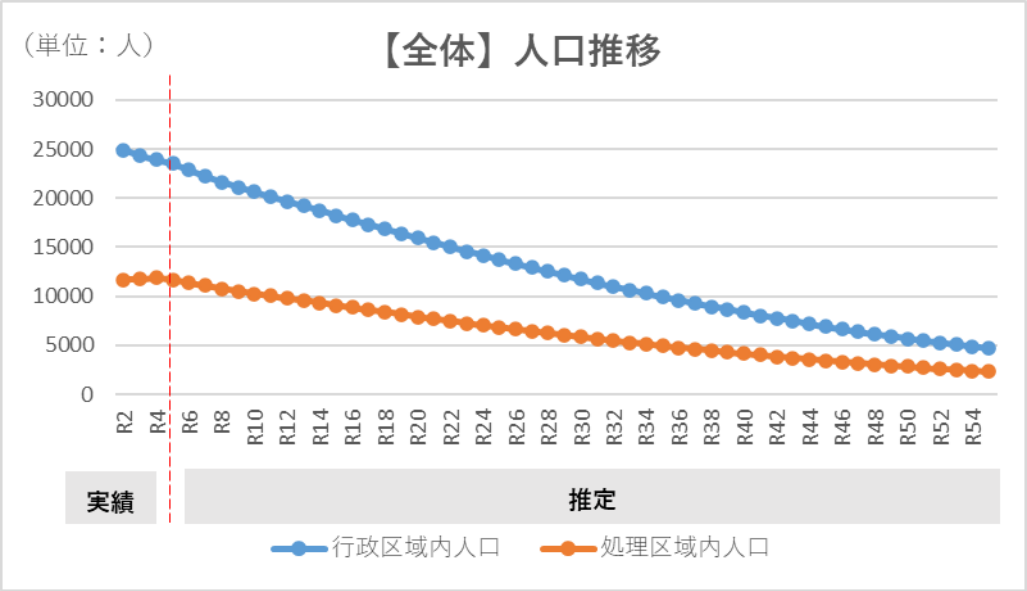

図表 2-1　【全体】人口推移

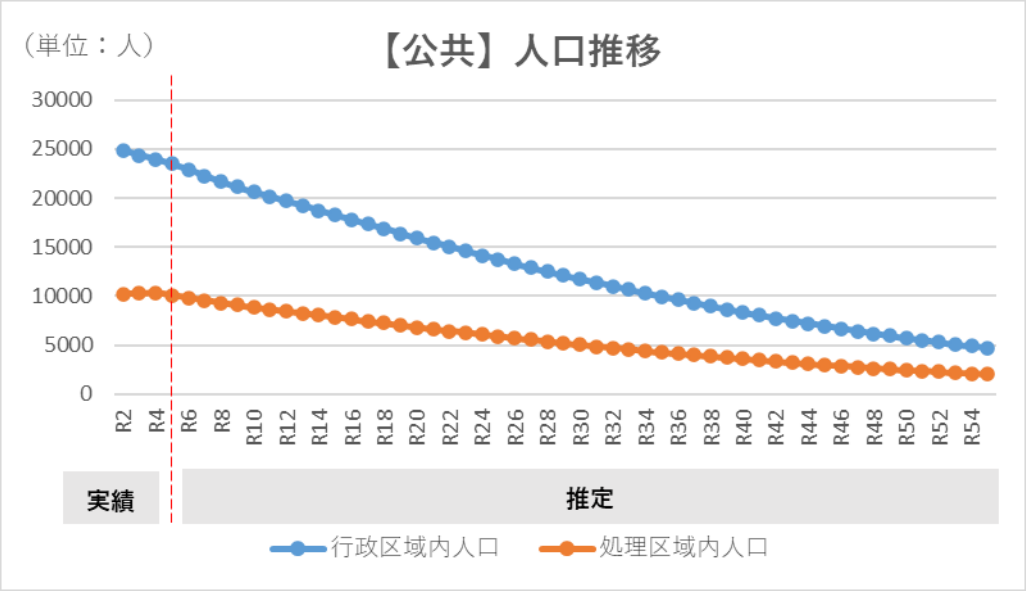

図表 2-2　【公共】人口推移

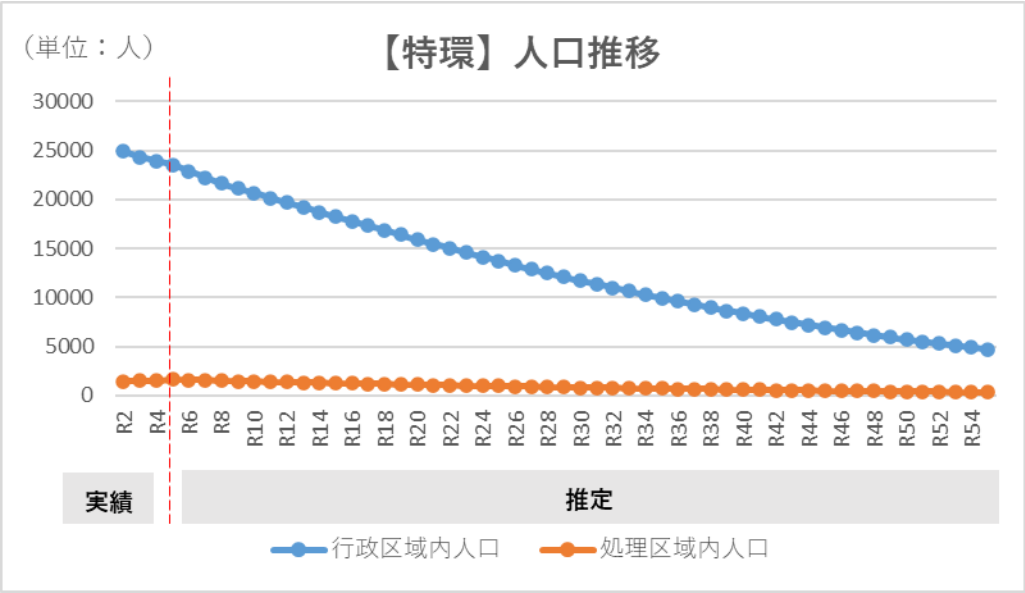

図表 2-3　【特環】人口推移

本市の年間有収水量と使用料収入について、令和２年度から令和５年度の実績をもとにシミュレーションを行った結果、以下グラフのような推移結果となりました。令和５年度の御所市の人口が減少傾向であることに伴い、年間有収水量及び使用料収入が減少する結果となっております。令和５年度では年間有収水量が 808 千 m³、使用料収入が 90,690 千円（税抜）ですが、令和 55 年度では年間有収水量が 161 千 m³、使用料収入が 18,039 千円まで減少する見込みです。

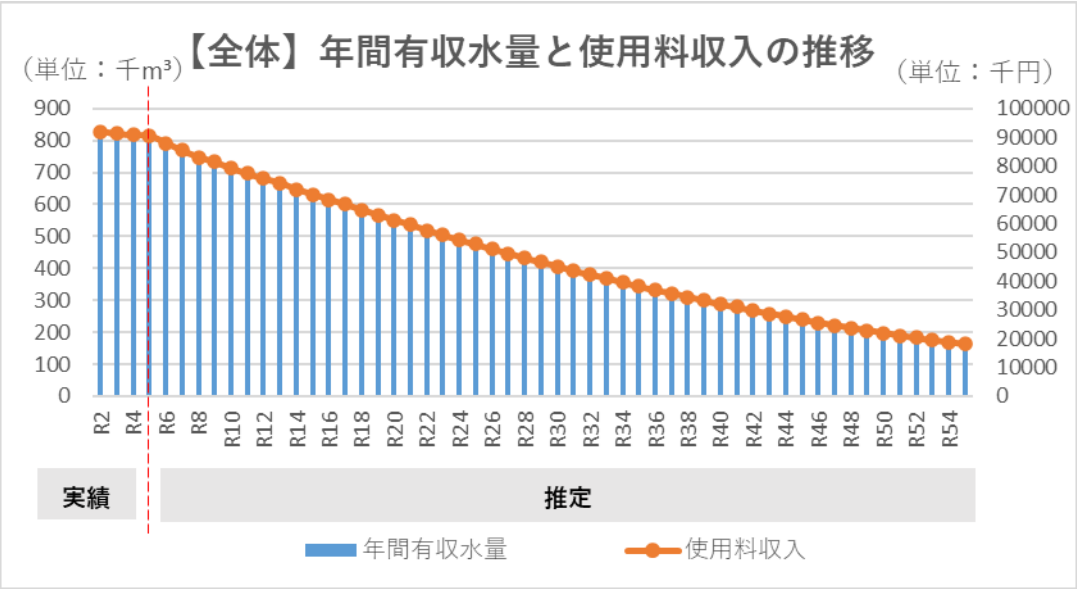

図表 2-4　【全体】年間有収水量と使用料収入の推移

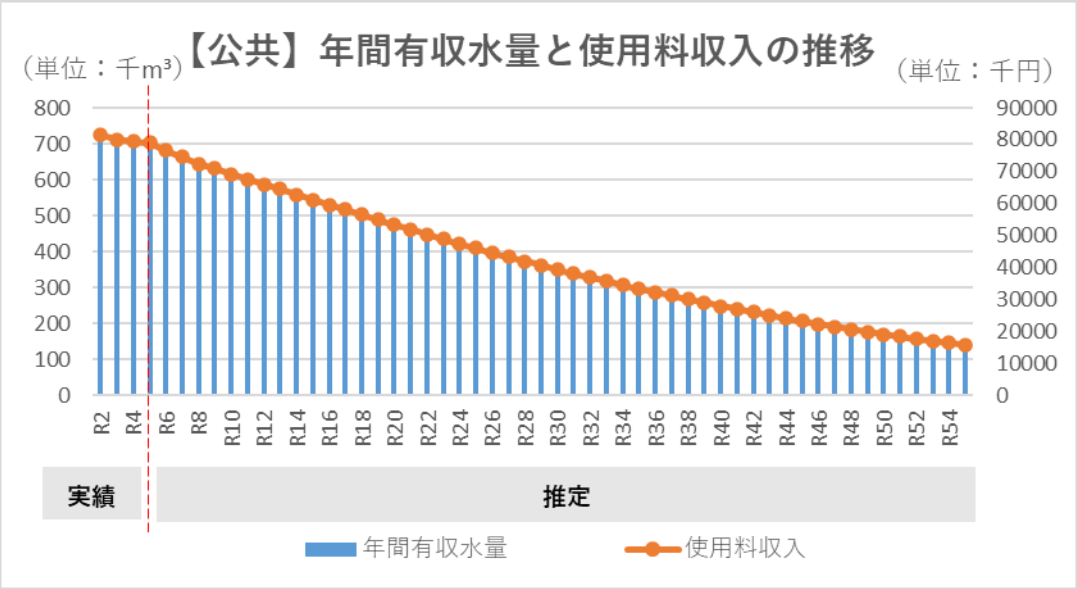

図表 2-5　【公共】年間有収水量と使用料収入の推移

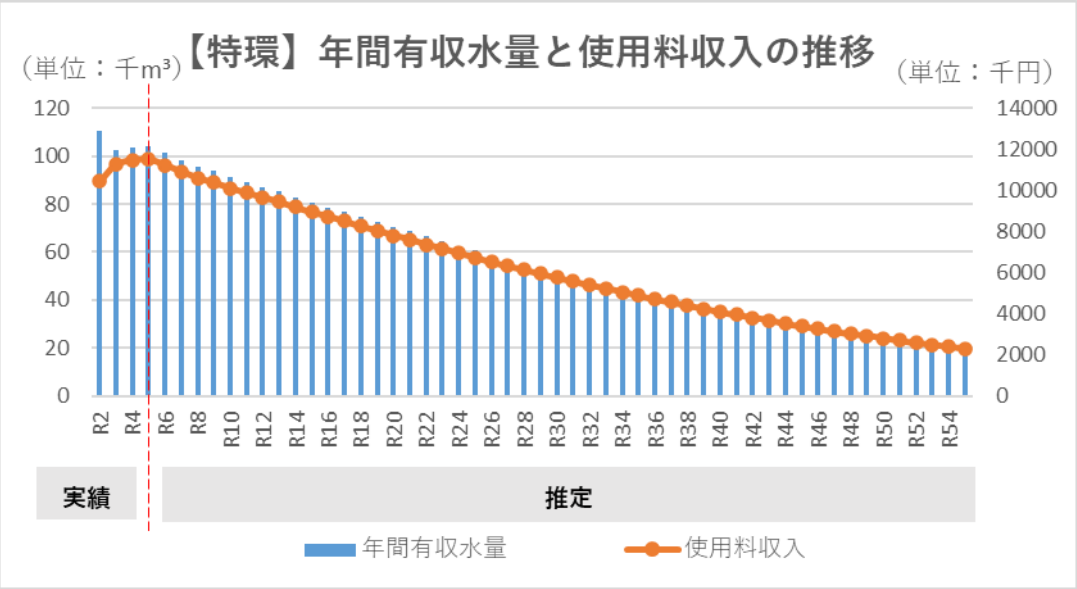

図表 2-6　【特環】年間有収水量と使用料収入の推移

（２）下水処理人口普及率

① 下水処理人口普及率

下水処理人口普及率について、本市の近隣市町村である奈良県内の類似団体(葛城市、宇陀市)と比較した時の状況は以下グラフが示すとおりです。各団体の下水処理人口普及率は、本市が 40%台、葛城市が 90%台、宇陀市が 60%台となっており、奈良県内の類似団体と比較すると本市の下水処理人口普及率は低い水準となっております。

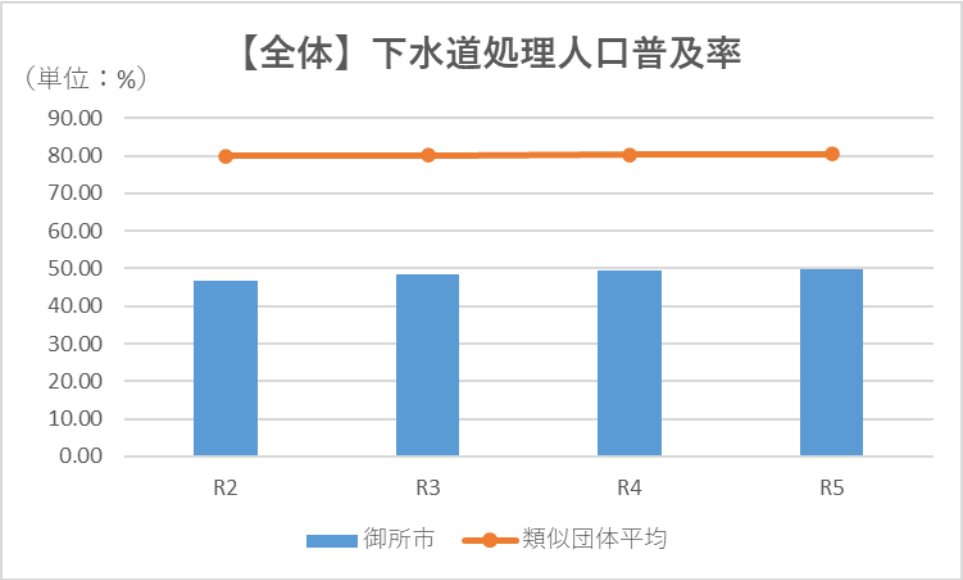

図表 2-7　【全体】下水道処理人口普及率

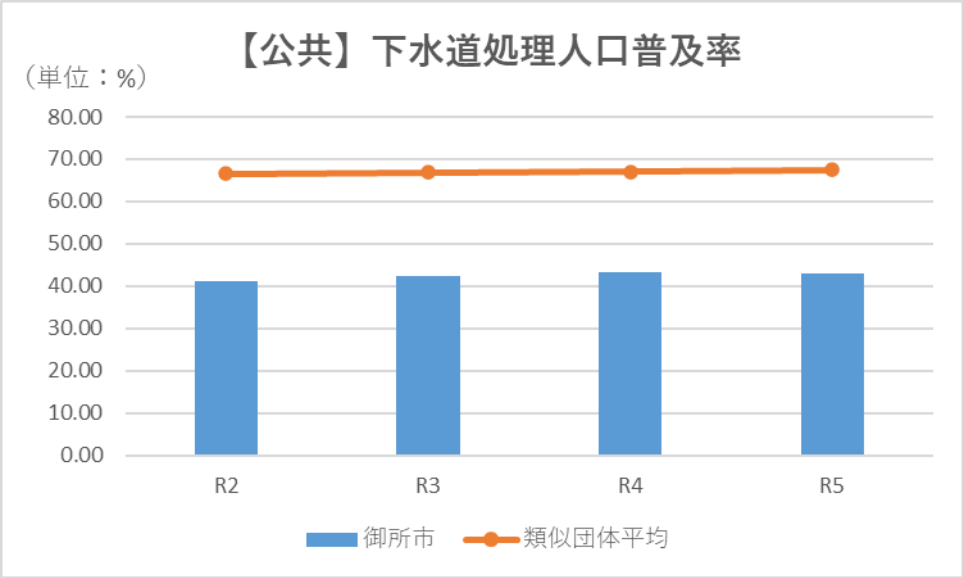

図表 2-8　【公共】下水道処理人口普及率

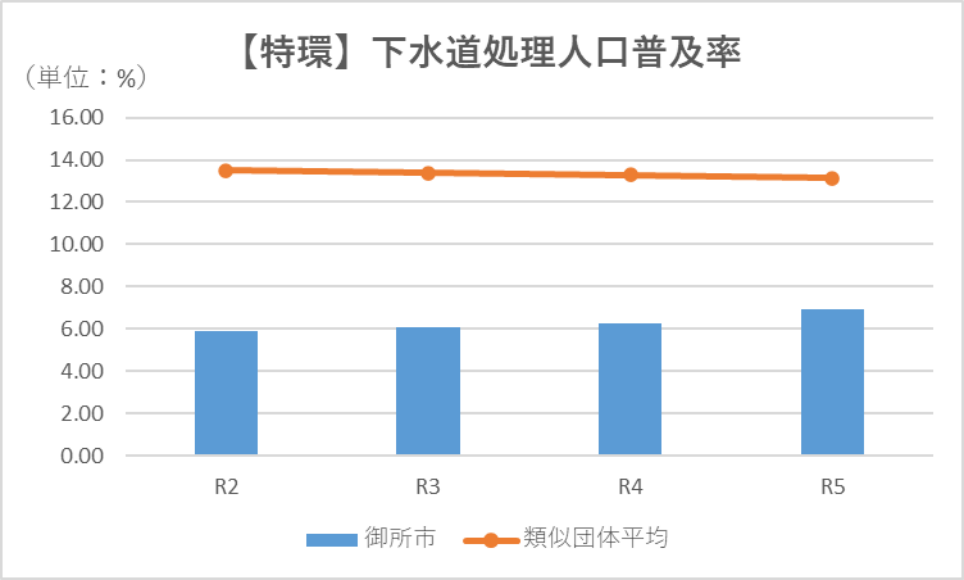

図表 2-9　【特環】下水道処理人口普及率

※類似団体平均は、「決算統計」における葛城市、宇陀市の平均値としています

３． 下水道施設や管渠の状況

（１）下水道施設の状況

現在、本市のポンプ場施設は、西御所ポンプ場、及びマンホールポンプ場が 6 か所あります。西御所ポンプ場は平成 7 年に設置された施設であり、概ね 30 年が経過しています。以下、ポンプ場施設の概要になります。

ポンプ施設（雨水）

ポンプ施設の名称	排水区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積(単位ﾍｸﾀｰﾙ)	1 分間の揚水量(単位立方メートル)雨天時最大
西御所ポンプ場	柳田川排水区	御所市595 番地	0.240	167.0

ポンプ施設の敷地内の主要な施設

ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力
西御所ポンプ場	主ポンプ	1	立軸斜流ポンプ	9m³/分／台
		2	立軸斜流ポンプ	79m³/分／台

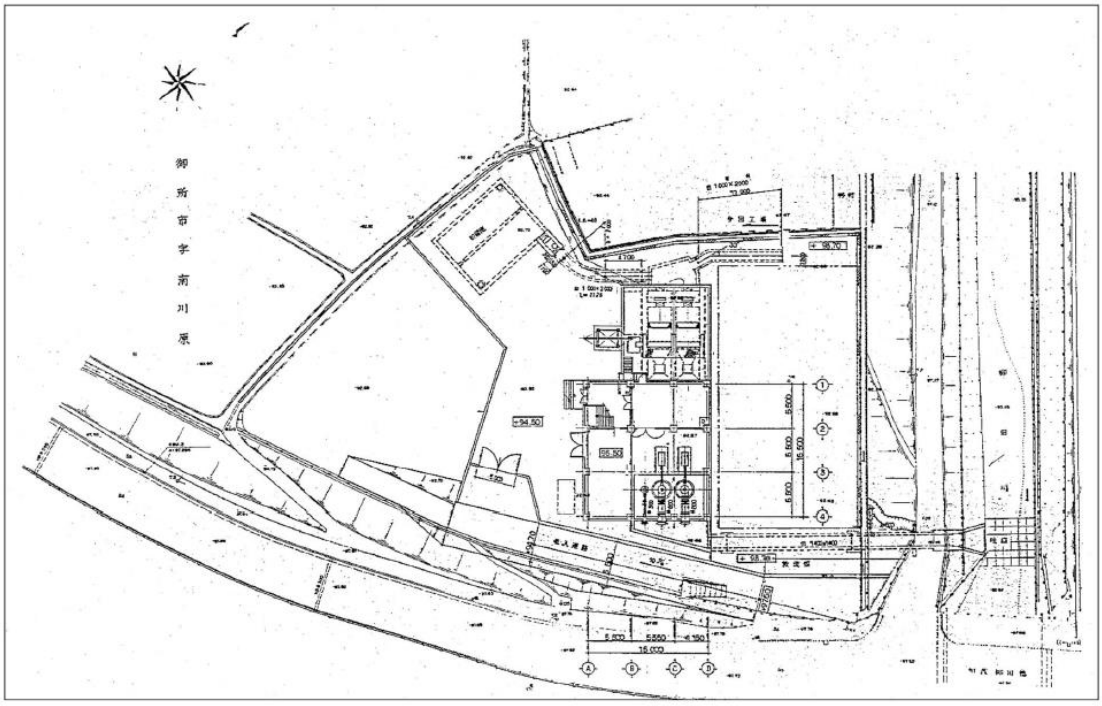

図表 2-10　西御所ポンプ場

（２）管渠の状況

令和５年度の本市内の管路敷設延長は 79,497mであり、幹線の延長が 10,096m（12.66%）、枝線の延長が 69,401m（87.34%）となっております。

管渠老朽化率について、本市及び類似団体では、Ｒ２年度～Ｒ５年度で０％となっており、現時点では耐用年数を経過した管渠延長はありません。

また管渠改善率は、過去４年間で類似団体平均を上回っており、令和５年度時点で公共下水道 1.24%、特定環境保全公共下水道 1.06%となっております。本市の、管渠改善率が類似団体と比較して高くなっている要因は、雨水ポンプ場及びマンホールポンプ場の修繕を度々行っているためです。

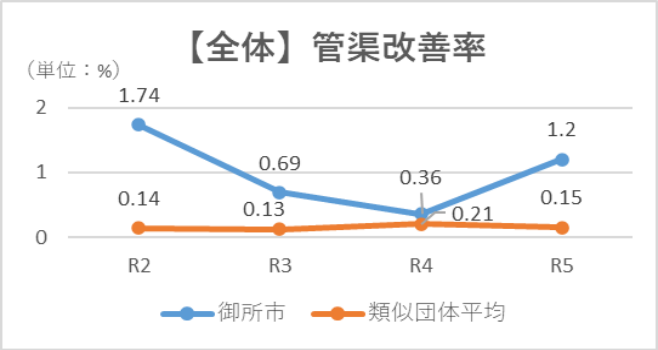

図表 2-11　【全体】管渠改善率

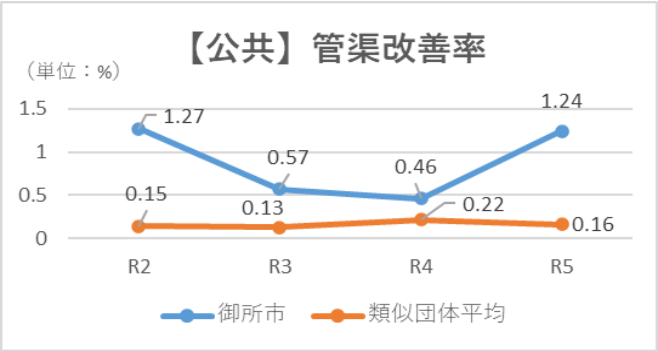

図表 2-12　【公共】管渠改善率

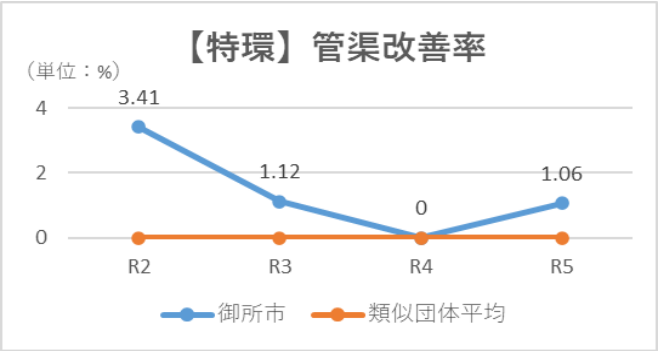

図表 2-13【特環】管渠改善率

※類似団体平均は、「決算統計」における葛城市、宇陀市の平均値としています。

（３）施設・管渠の見通し

本市の管渠は前述のとおり、管渠老朽化率０％となっていたものの、昭和 58 年に整備が始まったため、供用後 40 年以上経過するものがあります。また、平成に入ってから急激に整備が進みましたので、今後老朽化対策等が必要になっていきます。そのため、今後の取組方針としては、ポンプ場も含め、管渠への保全の方法を「事後保全」から「予防保全」へ転換し、計画的な保全による長寿命化を図ります。その他、日常点検や定期点検を実施して、劣化箇所の早期発見を図り、優先順位が高い管渠から計画的に更新していきます。

また、管渠等の新設については、市民の利便性の向上のため、今後も必要となることから、財政状況や整備効果を十分に踏まえて、拠点市街地を優先的に整備するなど、計画的に進めます。ただし、公共下水道整備区域等は、将来の必要性を検討し、適宜見直します。

（４）下水処理の状況

下水道には法律等で定められた放流水の水質基準があります。この基準を守るため、下水を衛生的で安全な水に浄化することが処理場の役割です。本市の下水道は奈良県が管理する大和川上流・宇陀川流域下水道(第二処理区)に接続しております。そのため、本市の下水はすべて奈良県の施設にて処理され、本市としては下水処理施設を有しません。

４． 災害対策の状況

（１）浸水対策

雨水渠施設は、公共下水道の計画区域内で、雨水を排除するための専用の水路です。近年、集中豪雨の多発や宅地開発等に伴う市街化の進展により、全国的にも都市型浸水被害が発生しています。このような災害を防止し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して雨水ポンプ場の整備を実施予定です。

浸水対策の取組として、雨水出水浸水想定区域図を作成しており、令和８年度に完成する見込みです。

しかしながら、近年、整備水準を超える豪雨が発生しており、超過降雨が発生した場合にも施設を有効に機能させるため、既存施設の定期的な点検、浚渫等を適正に実施していく必要があります。

（２）地震対策

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、下水道施設においても 600km 以上の管渠が被害を受けました。

本市でも、南海トラフに起因する大規模地震発生の可能性があります。ひとたび、大規模地震が発生すると、トイレ使用の問題や、下水道施設の破損に起因する汚水の流出、道路の通行障害など市民の生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

地震対策の具体的な施策としては、西御所ポンプ場に対して、耐震診断を行っております。管渠に関しては、平成９ 年改定「下水道施設の耐震対策指針と解説（社）日本下水道協会」に基づき、設計・施工が行われている施設に対して、耐震性能を有し液状化対策も実施しております。（平成 11 年度以降の工事は、耐震化済と設定）

また、国においても、東日本大震災や社会構造の変化を踏まえて「災害対策基本法」を大幅に改正し、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフを震源とする地震について、平成 25 年度に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を制定し、同法に基づき南海トラフ地震対策推進基本計画を公表しました。これによって、奈良県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたため、本市地域防災計画においても同地震に対する対策を強化する必要性が盛り込まれました。このため、東日本大震災での下水道施設の被害を教訓としながら、想定されるこれらの地震への対策をハード・ソフトの両面から継続的に強化していく必要があります。また、令和７年１月末に、御所市上下水道耐震化計画(上下水道)の策定を行いました。災害に

強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、概ね 15 年間で耐震化を完了することを目指します。被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に耐震化を実施することを目標としています。

（３）災害に対する整備

災害や事故等に迅速かつ適切に対応できる体制の整備を図るため、災害発生直後の連絡体制を整備しております。今後も、定期的に訓練を実施するなど、危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

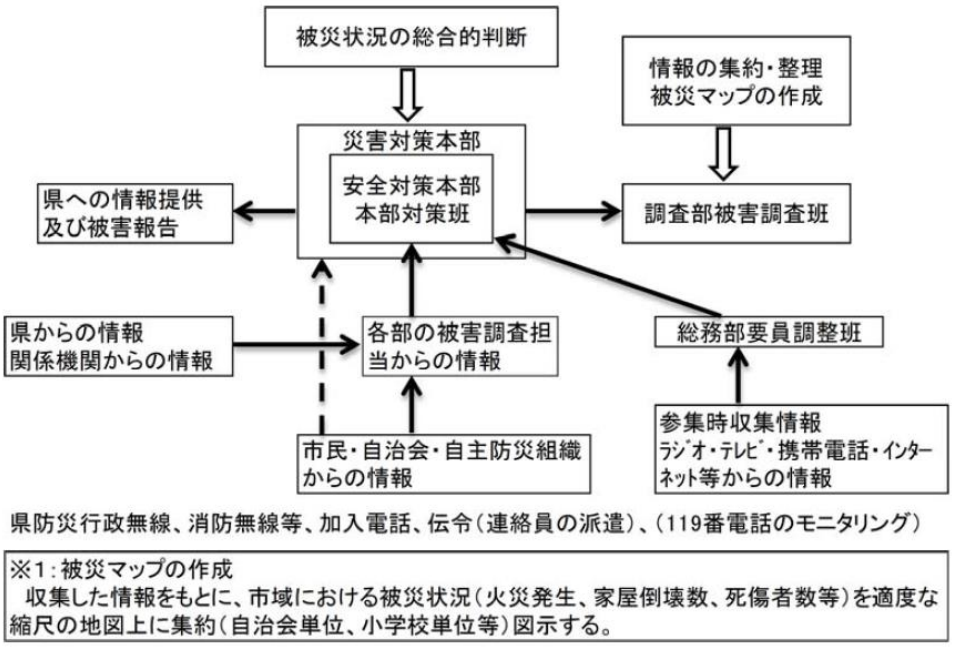

図表 2-14　情報収集系統図

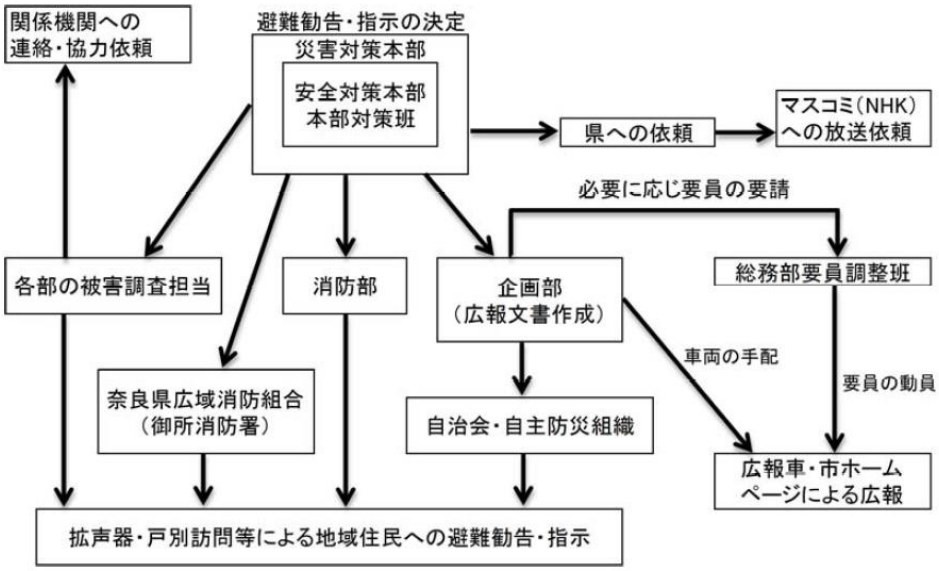

図表 2-15　情報伝達系統図

（４）情報通信技術の活用

災害発生初期においては、通信の混乱が予想される中で被害状況の収集や迅速な体制作りが要求されますので、災害発生直後の連絡体制を整備しております。

●情報の収集・伝達手段

① 防災行政無線

② 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段

③ 公用車等を用いた伝令

また、ホームページを活用し、復旧状況等の情報を掲載することで、市民のみなさまへの迅速な情報提供に努めています。

５． 使用料の状況

（１）現在の使用料体系

本市下水道事業の使用料は、基本料金はなく、1m³当たりの使用料と消費税相当額で構成されています。そのうち、一般家庭用使用料は従量使用料制、業務用及びその他の使用料体系は累進使用料制を採用しています。

[平成９年４月１日改定]

<table>
<tr><td>一般家庭用使用料体系の
概 要 ・ 考 え 方</td><td colspan="4">一般排水（一般家庭等）：110円（消費税含まない）
従量使用料制（基本料金なし）を採用しています。資産維持費は加算しておりません。</td></tr>
<tr><td>業務用使用料体系の
概要・考え方</td><td colspan="4">累進使用料制（基本料金なし）を採用しています。
資産維持費は加算しておりません。 【消費税含まない】
<table>
<tr><th>区 分</th><th>1㎥当たり使用料</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td>一般排水</td><td>110円</td><td>一般家庭からの汚水並びに工場、その他の事業所からの汚水のうち中間排水及び特定排水以外の部分</td></tr>
<tr><td>中間排水</td><td>160円</td><td>工場、その他の事業所からの汚水排水量が1ヵ月300㎥を超え、750㎥以下の部分</td></tr>
<tr><td>特定排水</td><td>210円</td><td>工場、その他の事業所からの汚水排水量が1ヵ月750㎥を超える部分</td></tr>
<tr><td>公衆浴場排水</td><td>90円</td><td>公衆浴場業営業許可を受けた一般公衆浴場からの排水</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他の使用料体系の
概要・考え方</td><td colspan="4">水質に応じ累進使用料制（基本料金なし）を採用しています。
資産維持費は加算しておりません。 【消費税含まない】
<table>
<tr><th colspan="2">項目別</th><th colspan="2">1㎥当たり加算使用料</th></tr>
<tr><th colspan="2">水質区分</th><th>生物化学的酸素要求量</th><th>浮遊物質量</th></tr>
<tr><td colspan="2">200mg ～ 300mg</td><td>12円</td><td>17円</td></tr>
<tr><td colspan="2">300mg ～ 600mg</td><td>37円</td><td>49円</td></tr>
<tr><td colspan="2">600mg ～</td><td>81円</td><td>104円</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,000mg ～</td><td>138円</td><td>175円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">条 例 上 の 使 用 料 *1
（ ２ ０ ㎥ あ た り ）
※ 過 去 ３ 年 度 分 を 記 載</td><td>令和３年度</td><td>2,200 円</td><td rowspan="3">実 質 的 な 使 用 料 *2
（ ２ ０ ㎥ あ た り ）
※ 過 去 ３ 年 度 分 を 記 載</td><td>令和３年度</td><td>2,250 円</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>2,200 円</td><td>令和４年度</td><td>2,255 円</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>2,200 円</td><td>令和５年度</td><td>2,246 円</td></tr>
</table>

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいいます。
*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいいます。

図表 2-16 下水道使用料体系

（２）使用料についての考え方

地方公営企業では経営に要する経費は経営に伴う収入（使用料収入）をもって充てる独立採算制が原則とされています。このため、経営改善に取り組みつつ黒字経営を行い、資金不足が生じないよう適切な使用料を設定しています。

（３）使用料改定の状況

本市は、平成９年４月に使用料改定（値上げ）を実施しています。

«関連指標の推移»

指　標	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	用語説明（算式）
経費回収率（%）	73.5	75.0	72.7	74.9	**下水道使用料÷汚水処理費×100** 下水道使用料の汚水処理費に対する割合を示す。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。

６． 組織の状況

（１）組織の状況

組織図は下図のとおりです。（令和６年３月現在）

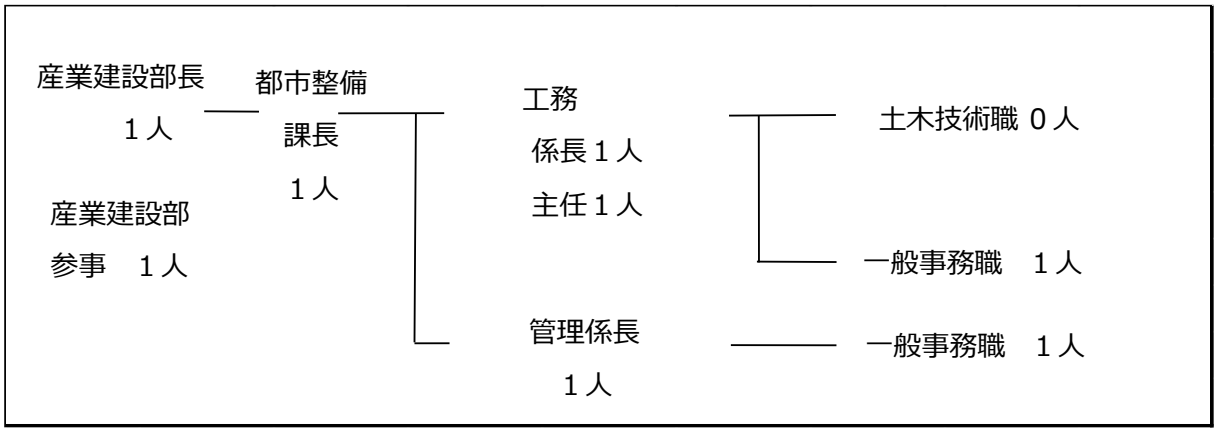

図表 2-17　下水道担当組織図

＜課・係ごとの主な職務＞

課　名	係　名	主　な　事　務
都市整備課	工務係	・下水道事業の計画策定、下水道工事の設計及び施工、都市下水路の調査、設計及び施工、下水道工事の支給資材及び事業器具類の検収管理、流域下水道との技術調整等
	管理係	下水道排水処理の基礎調査及び企画、受益者分担金の賦課徴収、下水道使用料等の収入及び滞納整理、水洗便所改造資金の貸付、資材の購入及び保管、下水道の普及宣伝及び加入促進、流域下水道との調整及び費用負担、公共下水道の使用開始の公示及び使用開始届出、排水設備等の設計審査及び工事検査、下水道及び都市下水路の維持管理、用地及び物件の買収並びに補償、排水の水質検査等

図表 2-18　都市整備課の主な業務内容

<職種ごとの職員数の推移>

区分＼職種	主幹	課長補佐	係長・主任	技術職員	事務職員	合計
令和2年3月31日現在 職員数	0	1	1	1	2	5
令和3年3月31日現在 職員数	0	0	2	1	2	5
令和4年3月31日現在 職員数	0	0	2	1	2	5
令和5年3月31日現在 職員数	1	0	2	1	2	6
令和6年3月31日現在 職員数	0	0	3	0	2	5

図表 2-19　職種ごとの職員数推移

※職員数は下水道担当のみを記載しております

（２）組織の見通し

職種ごとの職員数に変更はあるものの、本市の下水道事業に携わる職員数は、近年は約５人で実施しております。

今後も安定した下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保する必要があります。将来的には事業量の拡大に見合う職員数を確保しつつ、民間委託も活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図ることが重要です。

７． 経営の状況

（１）財政状況

下水道使用料収入・純利益の推移

令和５年度の総収益の内訳をみると、全体の約 17%が営業収益（下水道使用料等）、約 83%が営業外収益となっており、その内他会計補助金が約 48%と収益の約半分を補助金が占めています。一方、総費用の内訳は、減価償却費が約 72%と大半を占めており、次に支払利子および企業債取扱諸費が約 10%、次に流域下水道維持管理費が約 8%となっています。令和２年度から令和５年度にかけて、純利益が減少している要因としては、営業費用の内、管渠費及び総係費が増加している影響があります。

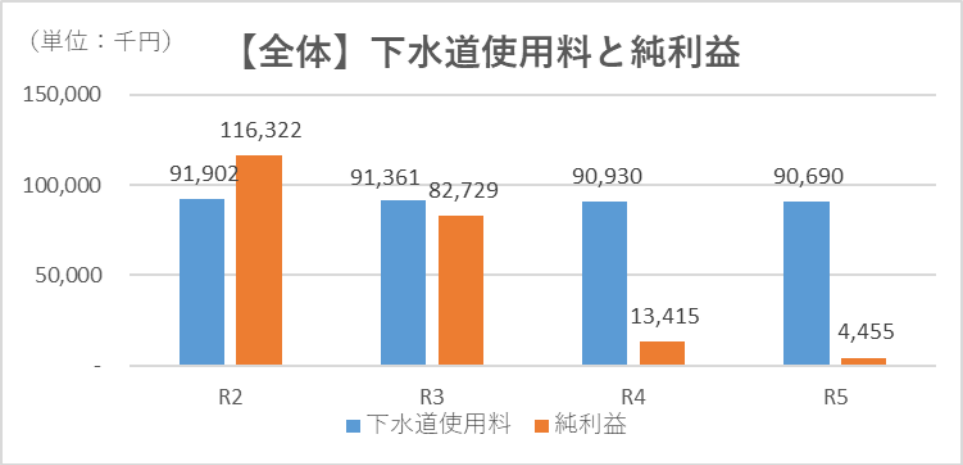

図表 2-20 【全体】下水道使用料と純利益

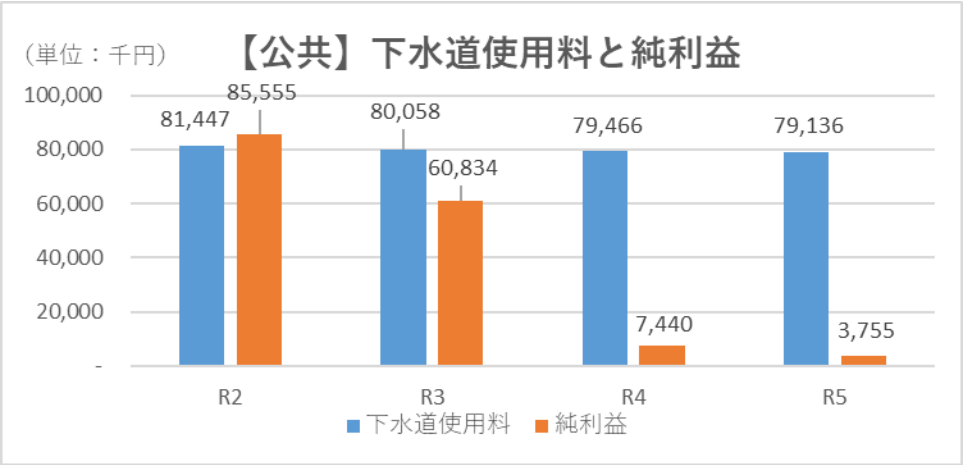

図表 2-21 【公共】下水道使用料と純利益

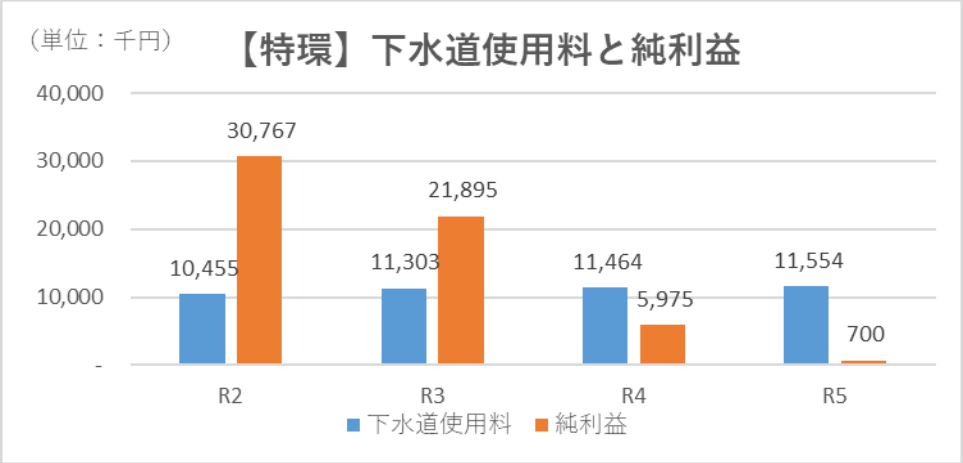

図表 2-22　【特環】下水道使用料と純利益

企業債残高・資金残高の推移

企業債残高について、令和２年度から令和３年度にかけて減少傾向にありましたが、令和５年度では 4,373 百万円まで増加しております。これは令和２年度から令和３年度にかけて公共地区の工事が減少傾向でしたが、令和５年度では増加しており、その影響で公共下水道事業の企業債が増加したことによるものです。資金残高について、令和４年度にかけて増加傾向にありましたが、令和５年度では 145 百万円まで減少しております。その要因としては、建設改良費の現年分のほとんどが繰越となり、前払金の支払いが多かったことによるものです。

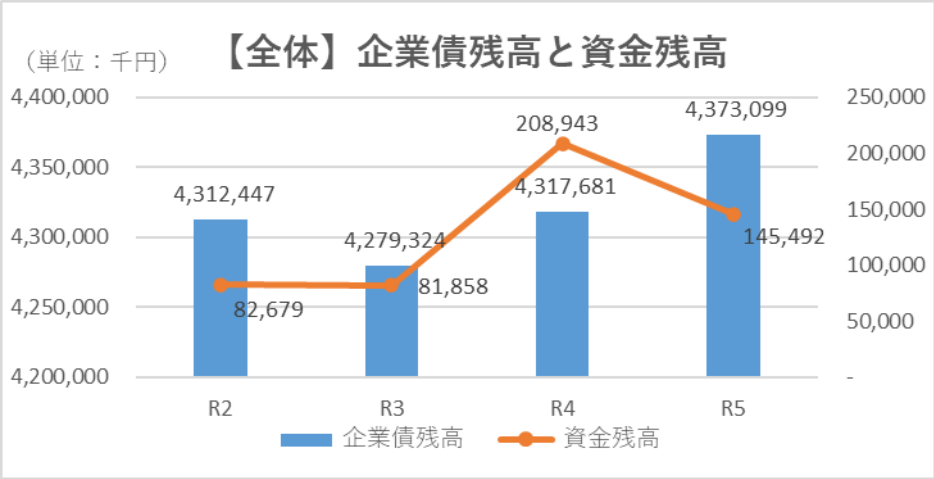

図表 2-23　【全体】企業債残高と資金残高

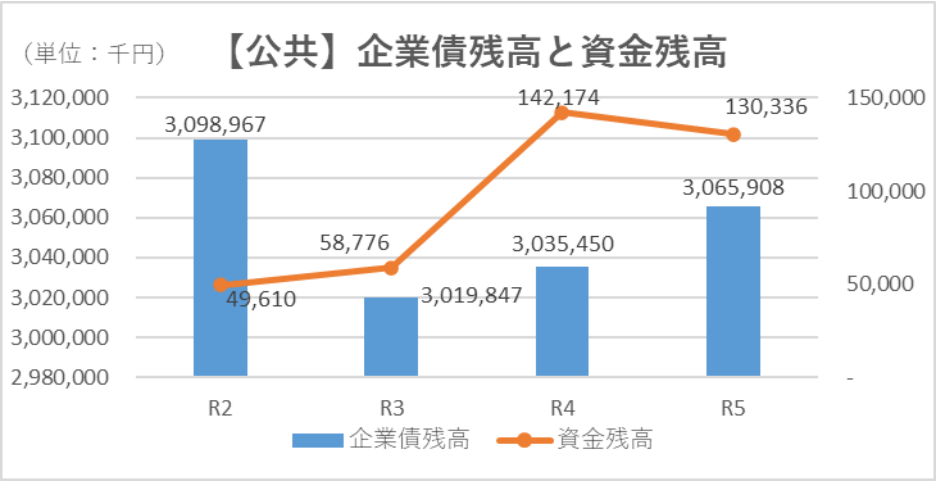

図表 2-24　【公共】企業債残高と資金残高

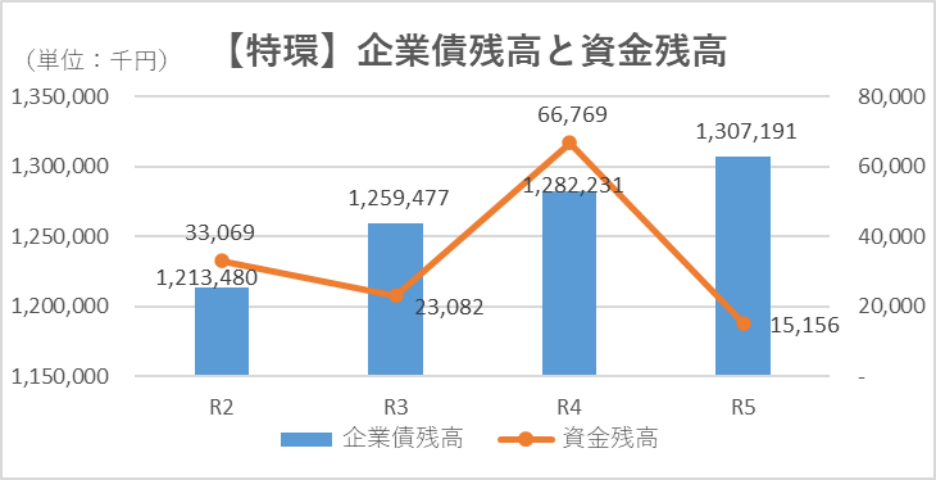

図表 2-25　【特環】企業債残高と資金残高

（２）類似団体平均と比較した経営状況

経営指標について同一県内の類似団体平均と比較を実施しました。

（財務の状況）

公共下水道及び特定環境保全公共下水道について『財務の状況』を示す指標では、特定環境保全公共下水道の「経常収支比率」が類似団体平均を少し下回っているものの、その他の指標については、類似団体平均を上回る数値になっております。そのため、現状としては類似団体と比較して、経営の効率性、健全性、資金残高に問題は見られず、他団体と比較して企業債への依存が低くとも運営ができております。

（施設の状況）

公共下水道及び特定環境保全公共下水道について『施設の状況』を示す指標では、施設の効率性を示す指標「水洗化率」が類似団体平均を下回っております。本市の水洗化率について、公共下水道 68.64%、特定環境保全公共下水道が 56.07%となっているのに対して、類似団体の１つである葛城市では、どちらも 90%台となっており、本市の水洗化率と大きな差があります。

一方で、「老朽化の状況」を示す指標については、類似団体平均を下回っている指標はなく、施設の老朽化に問題を識別しておりません。

（全体）

本市では、今後、下水道の普及に対応するための投資が増加することが見込まれます。そのためには財源の確保が必要となりますが、現時点において資金残高の状況に問題はないものの、適切な財源確保、財源構成の検討を進めていく必要があります。

また、水洗化率を高めるために、下水道を普及していくことや、施設の効率的な利用及びスペックダウン（合理化）の検討が必要となります。

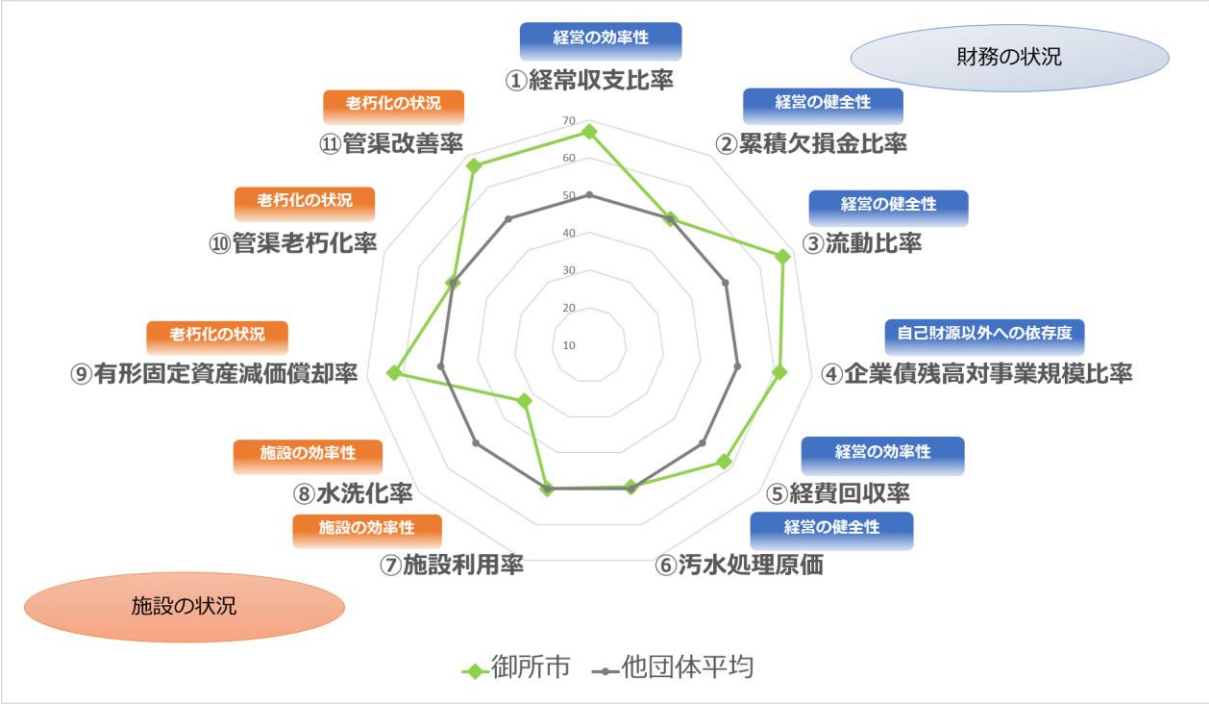

図表 2-26　【公共】経営指標の類似団体平均比較（レーダーチャート）（令和５年度）

※類似団体平均は、「決算統計」における葛城市、宇陀市の平均値としています

経営指標		御所市	類似団体平均	数値の見方
①経常収支比率	経営の効率性	102.05%	100.26%	▲
②累積欠損金比率	経営の健全性	0.00%	0.00%	▼
③流動比率	経営の健全性	63.55%	30.74%	▲
④企業債残高対事業規模比率	負債への依存度	323.45%	757.31%	▼
⑤経費回収率	経営の効率性	75.01%	67.16%	▲
⑥汚水処理原価	経営の健全性	150 円	149 円	▼
⑦施設利用率	施設の効率性	0.00%	0.00%	▲
⑧水洗化率	施設の効率性	68.64%	93.27%	▲
⑨有形固定資産減価償却率	老朽化の状況	10.54%	14.22%	▼
⑩管渠老朽化率	老朽化の状況	0.00%	0.00%	▼
⑪管渠改善率	老朽化の状況	1.24%	0.16%	▲

（※▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好）

図表 2-27　【公共】経営指標の類似団体平均比較（実績値）（令和５年度）

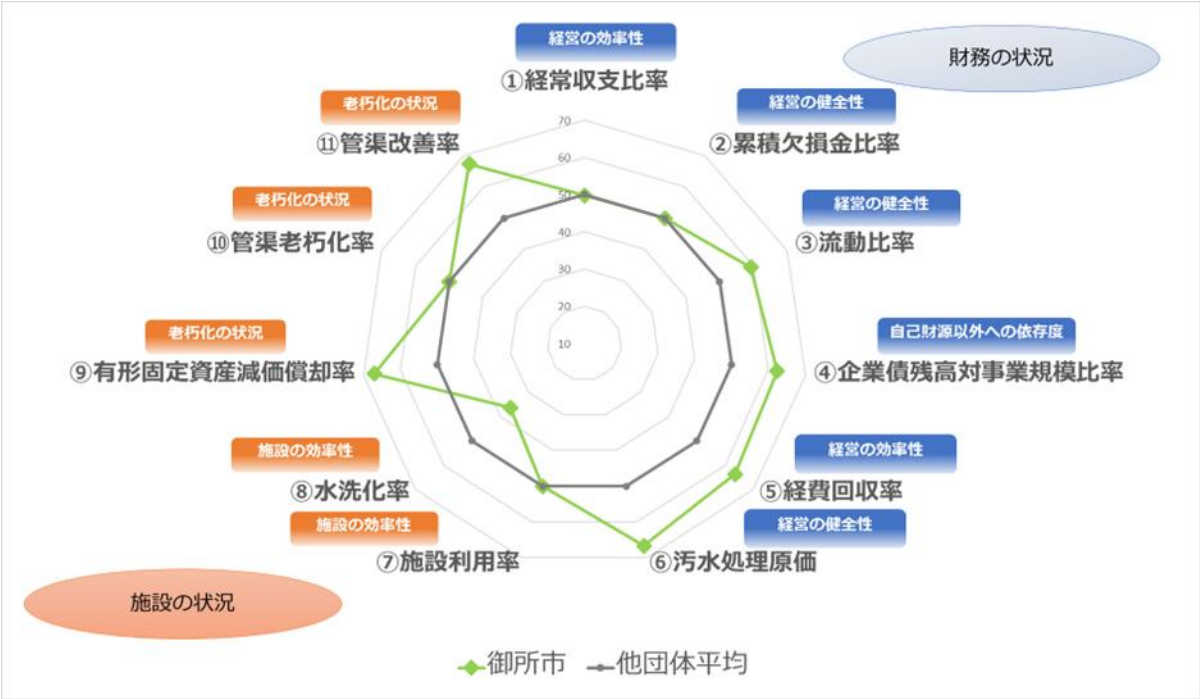

図表 2-28　【特環】経営指標の類似団体平均比較（レーダーチャート）（令和５年度）

※類似団体平均は、「決算統計」における葛城市、宇陀市の平均値としています

経営指標		御所市	類似団体平均	数値の見方
①経常収支比率	経営の効率性	101.60%	101.64%	▲
②累積欠損金比率	経営の健全性	0.00%	0.00%	▼
③流動比率	経営の健全性	20.12%	15.28%	▲
④企業債残高対事業規模比率	負債への依存度	549.06%	2619.35%	▼
⑤経費回収率	経営の効率性	73.87%	59.20%	▲
⑥汚水処理原価	経営の健全性	150 円	225 円	▼
⑦施設利用率	施設の効率性	0.00%	0.00%	▲
⑧水洗化率	施設の効率性	56.07%	79.61%	▲
⑨有形固定資産減価償却率	老朽化の状況	9.07%	12.25%	▼
⑩管渠老朽化率	老朽化の状況	0.00%	0.00%	▼
⑪管渠改善率	老朽化の状況	1.06%	0.00%	▲

（※▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好 ）

図表 2-29　【特環】経営指標の類似団体平均比較（実績値）（2023（令和５）年度）図

８． その他の状況

（１）サービスの充実化

経営の効率化とサービスの向上のため、下水道使用料の徴収、収納業務を御所市水道局に委託しています。御所市水道局では、窓口業務や収納業務等を「御所市水道局お客様センター」として民間委託を実施しており、コンビニエンスストア収納やスマートフォン収納などを導入し、お客様の利便性の向上が図られています。

令和７年４月からの奈良県広域水道企業団への統合後は、さらなる収納方法の拡充や開閉栓申し込みの電子化なども予定されており、引き続き委託業務を行うことで、サービスの充実を図っていきます。

（２）広報・広聴

お客様に下水道に関する様々な情報をお知らせするために、ホームページでも情報提供を行っており、広報誌では井戸水使用者への案内を年に１回掲載することを実施しております。その他、啓発用のポケットティッシュの配布や、デザインマンホールを設置することで、下水道について楽しく学びながら、下水道に対する興味や理解を深めていただく活動を実施しています。

図表 2-30　啓発用ポケットティッシュ

図表 2-31　御所市デザインマンホール

第 3 章 経営の基本方針

1． 現状と課題

本市は流域下水道の末端に位置し、他団体と比較して供用開始が遅れております。収入面においては、加入促進により水洗化率の向上に努めておりますが、少子高齢化及び人口減少等により使用料収入が伸び悩んでいます。その結果、一般会計より基準外経費も含めた繰入金を充当することにより収支均衡を維持していますが、今後一般会計の収支状況次第で繰入金による収入が不透明になることが予想されます。支出面においては、現在管路築造を重点的に行っていますが、国庫補助金で賄えない部分は全額地方債に依存し、今後の公債費も高い水準で推移することから会計を圧迫することが想定されます。

2． 経営の基本方針

本市では、令和 2 年度に法適化し企業会計の理念を導入したことに伴い、中長期的な経営を視野に入れ、事業運営に努めております。今後、少子高齢化・人口減少が急激に進むことで収益悪化が見込まれることから、費用対効果を意識した経営に力を入れ、効率的な財政投資に基づき、収支安定を図っていきたいと思います。

第４章　下水道事業の効率化・健全化への取り組み

１．主要な施策・取り組み一覧

（１）主要な施策一覧

分類	施策方針	主要な施策
投資計画	ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新	サービスレベルの維持、事業量の平準化、計画的な予防保全による安全性の確保などを目的としたストックマネジメント計画を策定し、効率的な改築更新に取り組む
	環境対策	工事施工時における環境負荷の低減
	民間のノウハウの活用	雨水ポンプ場・マンホールポンプ保守点検業務や管渠の点検・調査業務の民間委託
	広域化に関する取り組み	資機材の相互融通、排水設備工事責任技術者登録等業務の共同化について検討
財政計画	使用料に関する取り組み	使用料単価の引き上げの検討
	企業債・資金に関する取り組み	今後の資金残高に留意した企業債発行の実施
その他	下水道事業の広報の充実	ホームページや広報誌を通じた下水道関連情報の提供、デザインマンホール設置による下水道への理解・関心の深化
	被災時における支援体制の強化	災害支援協定を締結している関係団体との連携、被災時の支援体制の強化
	組織体制の最適化	最適な職員体制の検討、技術の継承
	デジタル・トランスフォーメーション（DX）の検討	地理情報システム（GIS）を活用した下水道施設情報のデータベース化、スマートフォン決済アプリの利用促進による業務の効率化、新技術導入による住民サービス向上に向けた検討
	官民連携（ウォーターPPP）の検討	ウォーターPPP を含めた官民連携による公共サービスの効率化に向けた検討

２．投資計画

（１）令和 16 年度までの投資目標

【重要な投資目標】

- 下水道普及率を 60%とする。
- 水洗化率を 70%とする。

本市は流域下水道の末端に位置し、他団体と比較して供用開始が遅れており、令和 5 年度下水道処理人口普及率は 49.8%と低水準となっています。

本市では、供用開始時に受益者負担金を賦課するのでなく、下水道接続申請時に排水分担金を徴収すること、また人口減・高齢化という環境下、工事費用もかかることから、下水道接続せず浄化槽を使い続ける選択をする世帯も多く、水洗化率が伸びておらず、投資効率の観点から整備が進まない状況にあります。下水道普及率 60%に向けて整備を進めます。

【近隣市の下水道普及率（令和５年度）】

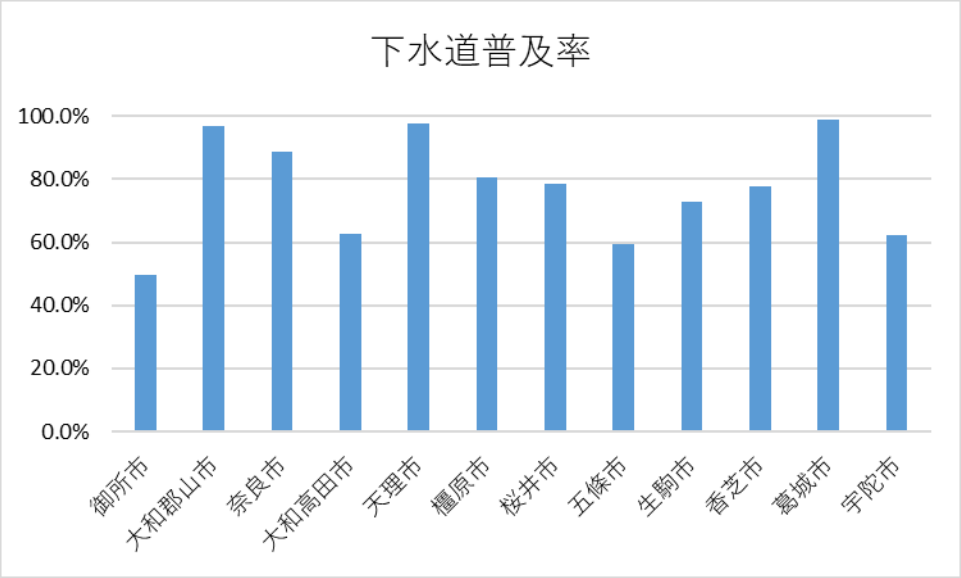

【近隣市の水洗化普及率（令和５年度）】

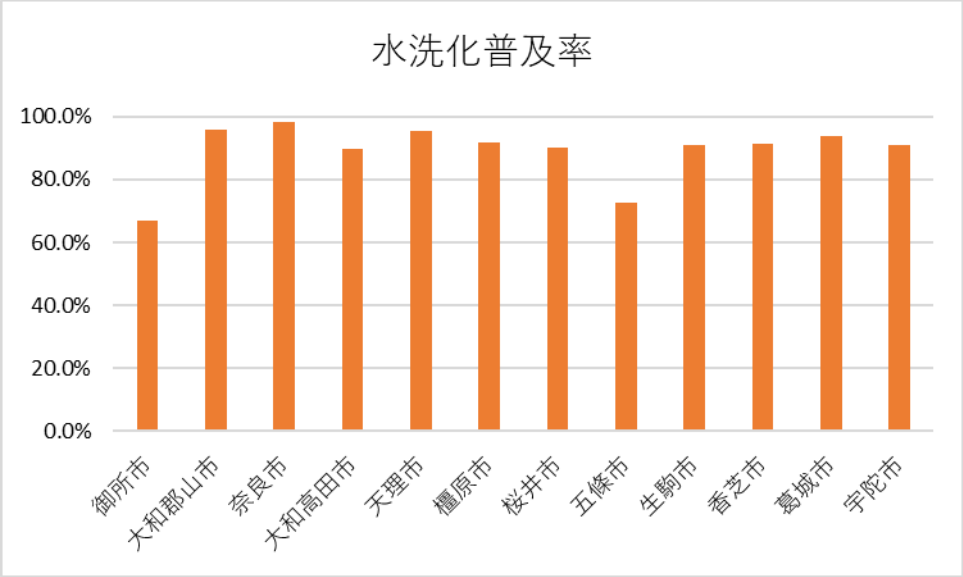

本市では、令和５年度の下水道接続率（水洗化率）が 66.9%であることを踏まえ、70%を目指して引き続き普及促進活動を実施し、水環境や生活環境の向上を図ります。具体的には、水洗トイレへの改造資金を無利子で貸与する資金的支援を継続して行うとともに、新たに供用開始した地区の一般家庭を中心に未水洗化住宅への訪問や接続指導を実施していきます。

（２）投資の基本方針

基本方針

各年度における投資額と施設の健全率が概ね平準化されるよう調整を行いながら、法定耐用年数どおりではなく、長寿命化による施設の延命や本市の実情に応じた整備を行います。また、施設の更新を計画的・効率的に進めるとともに、更新時には耐震性や維持管理効率の向上を図ります。

具体的取り組みの方針

① 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠の普及拡大については、各年度整備する地域の今後の見通しを立て、計画的に整備を行うことで、工事関連予算を効率的に活用します。

② 投資の平準化に関する事項

管渠の普及拡大と改築更新の費用については、各年度における投資額の目安を設定し、特定の年度の投資額が過大にならないよう調整します。

（３）計画期間内に実施する固定資産の投資計画

前述の投資の基本方針を受け、今後 10 年間の計画期間内に実施を予定している主な投資は以下の通りです。

・管路：令和 7 年度から令和 16 年度までの間、毎年度約 400m～800m の新規整備を行っていきます。

・構造物：西御所ポンプ場、マンホールポンプ場関連工事を行います。

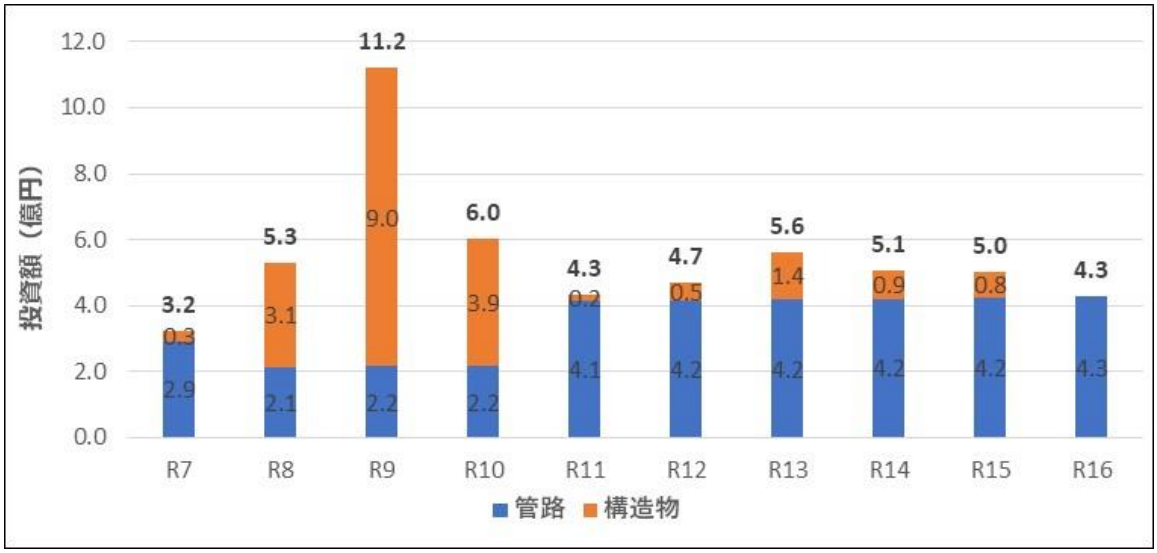

図表 4-1　今後の投資予定額

（４）今後の投資に関する取り組みの内容

ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新

本市の下水道事業は、昭和 58 年 10 月に事業認可を取得し、平成 4 年度に供用開始しており、整備区域の拡大により、汚水管渠約 79,497m、雨水ポンプ場 1 箇所、マンホールポンプ場 6 箇所のストック（資産）を有しています。

管渠整備は昭和 58 年度より進めており、敷設後 40 年を経過した管路施設も発生しています。また、雨水ポンプ場や、マンホールポンプ場等の設備更新の時期を迎えている状況にあります。

そのため、サービスレベルの維持、事業量の平準化、計画的な予防保全による安全性の確保などを目的としたストックマネジメント計画を策定し、効率的な改築更新に取り組みます。

① 雨水ポンプ場やマンホールポンプ場の設備更新

ストックマネジメント計画において、ポンプ設備については、状態監視保全、時間計画保全、事後保全の設備に分類し、ユニット単位でリスク評価を行った上で、リスク評価結果に基づく点検調査計画を立案し、計画的な点検調査を実施します。状態監視保全設備は、詳細調査の結果、健全度 2 以下の設備を対象に設備更新を行い、また、時間計画保全設備は、目標耐用年数を設定し、該当する目標耐用年数に応じて設備更新を行い、効率的な改築更新事業を進めていきます。

② 管渠の改築更新

R6 年度現時点では、標準耐用年数である敷設後 50 年以上を経過した管渠は発生していないため、早急に改築更新を行う管路施設はないものの、10 年後（令和 16 年度以降）は 50 年を経過する管路施設が生じます。本格的な改築更新時期に入ることから、ストックマネジメント計画に基づき重要度に応じた計画的な点検・調査を行い、緊急度を判定した上で、緊急度に応じた効率的な改築更新を行います。

環境対策　工事施工時における環境負荷の低減

工事使用材料については、再生材料の使用を促進し、アスファルト塊及びコンクリート塊の適切な処分による再資源化を推進します。

民間のノウハウの活用

これまで、西御所ポンプ場（雨水ポンプ）保守点検、マンホールポンプ保守点検業務、下水道台帳更新等への民間委託、下水道使用料徴収業務の本市水道局への委託を実施してきました。

今後はこれらに加え、管渠の点検・調査業務等の民間委託を実施し、経費削減及び効率化に努めます。

広域化に関する取り組み

平成 30 年 1 月 17 日付総務省・農林水産省・国土交通省・環境省合同通知にて、令和４年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を定めることが必要となりました。この要請を受け、奈良県では「奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定、汚水処理事業の効率化を図り、持続可能な事業運営の確保に取り組んでいます。

本市も資機材の相互融通、排水設備工事責任技術者登録等業務の共同化について検討していきます。

３．財政計画

（１）令和 16 年度までの財政目標

【重要な財政目標】

- 経費回収率 70%以上を維持する。
- 経常収支比率 100%以上（黒字）を維持する。
- 企業債残高を 55 億円以下とする。

令和５年度の経常収支比率は 100.86%であり、100%以上であることから単年度の収支が黒字であることを示しています。今後も、経常収支比率 100%以上を維持するとともに、さらなる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保に努めていきます。

また、今後、ポンプ場関連の工事や管渠の延長のための投資により企業債残高は令和４年度の約 43 億円から令和 16 年度には約 52 億円まで増加していく見通しですが、補助金等の財源を積極的に活用し、企業債残高の増加が最小限になるよう努めていきます。

さらに、令和５年度の経費回収率は 74.9%あるものの、今後の人口減・少子高齢化や物価上昇など社会環境、経営環境を踏まえ、経費回収率は 70%以上を維持することを目標にします。

（２）財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する取り組み

令和６年度時点では、本市の下水道事業の使用料単価は、近隣団体平均と比較して低くなっています。

また、経費回収率についても同様に近隣団体平均と比較して低くなっています。

今後、施設・管渠の更新投資費用の増加が見込まれるため、安定した事業運営をするために、使用料単価の引き上げの検討を進めます。

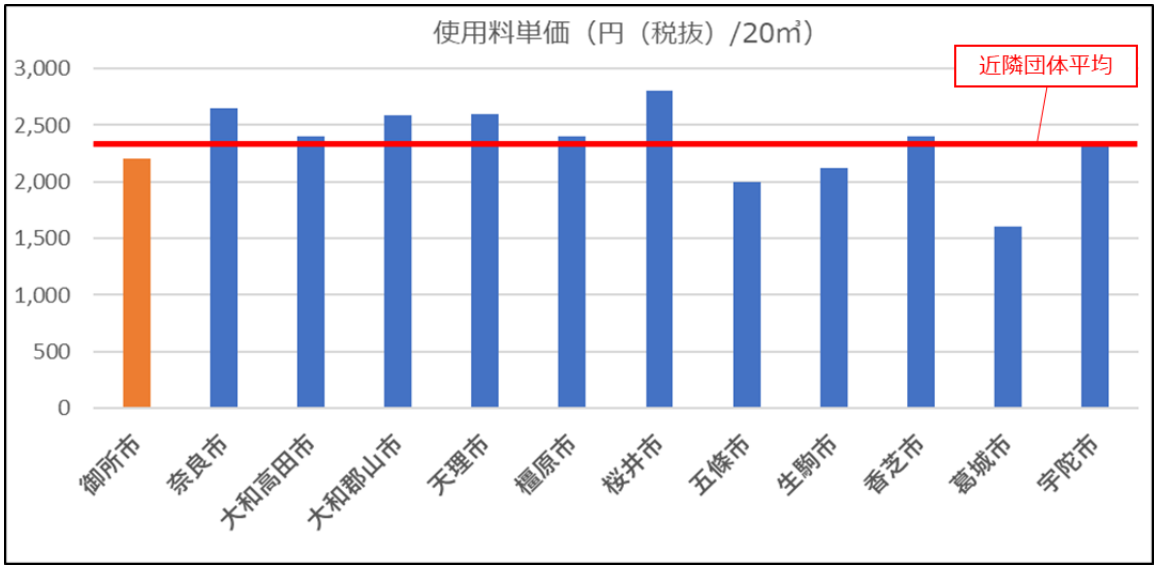

図表 4-2　【使用料単価】近隣団体との比較（令和６年度時点）

※赤線は近隣団体平均を示しています。

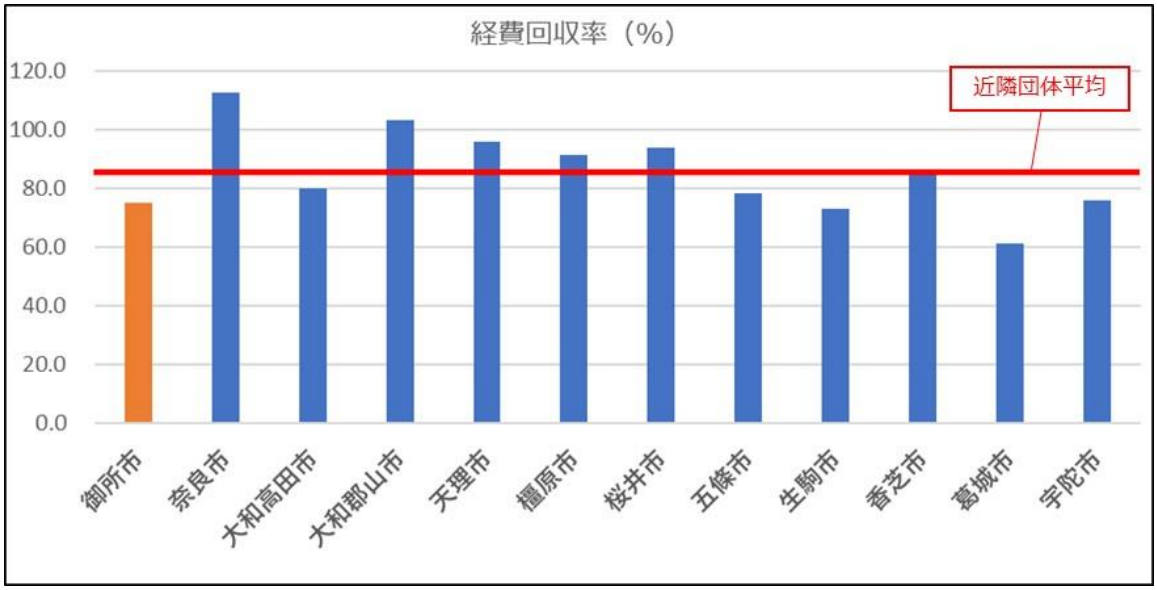

図表 4-3　【経費回収率】近隣団体との比較（令和５年度時点）

※赤線は近隣団体平均を示しています。

企業債・資金に関する取り組み

「第２章７．（２）企業債残高・資金残高の推移」で記載のとおり、本市の企業債は令和元年度から令和３年度にかけて減少傾向にありましたが、令和５年度では 4,373 百万円まで増加しています。

今後、施設整備に加えて管渠の老朽化等により更新投資が必要となることから、企業債残高はさらに増加する可能性があります。

一方で、資金残高は、令和２年度の 82 百万円から令和５年度に 145 百万円まで増加しています。

今後の更新投資に必要な財源は使用料収入と新規の企業債発行で賄う必要があるため、維持すべき資金残高に留意しながら、企業債残高 55 億円以下を目指します。

４．その他の取り組みの内容

下水道事業の広報の充実

ホームページ、広報誌による情報提供、啓発品の配布等を通じて、市民に下水道を正しく使っていただくことや、下水道の普及が進むことにつなげています。

また、下水道に関心を高めていただけるように、デザインマンホールを設置しています。

今後も、市民が求めている情報はもとより、下水道事業が抱える課題をわかりやすくお伝えし、市民の声に応える仕組みを充実させていきます。

被災時における支援体制の強化

関係団体と災害支援協定を締結しており、より一層連携し、情報提供を密にすることで、被災時の支援体制を強化していきます。

災害協定先	災害協定名および協定内容
御所市建設業協会	● 災害時等における緊急対応業務に関する協定書 ● 公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等業務
御所市上下水道協同組合	● 協定書 ● 下水道管路等緊急時における復旧業務

公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部	● 災害時における復旧支援協力に関する協定 ● 災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧業務
有限会社環境処理センター	● 災害時等における緊急対応業務に関する協定書 ● 公共下水道施設に被害が生じ又はその恐れがある場合の緊急対応業務

組織体制の最適化　最適な職員体制の検討、技術の継承

安定的かつ持続可能な事業経営のため、民間等への業務委託を進め、組織のスリム化を図った結果、下水道事業の職員数は、令和６年度において５名となっています。適正な定員管理に努めるとともに、職員技術力の向上等、環境の変化に適応できる効率性の高い組織体制の構築に努めます。

また、下水道事業の業務についての民間への業務委託の拡大も検討します。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の検討

現在、管路施設は地理情報システム（GIS）を基盤としたデータベースシステムにより、施設情報や維持管理情報もシステムにより管理されており、適切な維持管理・改築を推進するための下水道施設情報のデータベース化を行っています。

また、スマートフォン決済アプリを利用した下水道使用料の納付を可能としており、住民サービスの向上と使用料納付関連業務の省力化（人件費の効率化）を実現していますが、当該アプリのさらなる普及促進を行い、さらなる人件費の効率化を図ります。

今後も、社会情勢や市民ニーズの変化等を把握し、各種システム更新や新技術の導入の機会に、業務プロセスの改善や住民サービスの向上等も含めた検討を進めます。

官民連携（ウォーターPPP）の検討

令和５年度に内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン」が改定され、ウォーターPPP 導入の目標が設定(水道 100 件、下水道 100 件、工業用水道 25 件)されました。本市においても、ウォーターPPP を含めた官民連携（公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫）を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現できるかの検討を進めます。

第５章 投資・財政計画（収支計画）

１． 財政シミュレーション

財政シミュレーションは、今後少子高齢化・人口減少が進んでいく状況においても、効率的・効果的な事業経営を行っていくことを目指すものです。

効率的・効果的な事業経営を行っていくためには、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているか（経費回収率、経常収支比率）という視点が重要です。

そこで、経費回収率と経常収支比率について、令和７年度から令和 16 年度の間における目標を設定し、その目標を達成するために必要となる使用料単価の引き上げも考慮して行ったシミュレーションの結果を以下に示します。

【令和７年度から令和 16 年度の間の目標】

経費回収率　　：70%以上とする（令和５年度：74.9%）

経常収支比率　：100%以上とする（令和５年度：100.9%）

企業債残高　　：55 億円以下とする（令和５年度：43 億円）

シミュレーションを行った結果、図表 5-1 に示すように、継続的に一定水準の使用料収入を得る必要があり、そのためには令和７年度と令和 12 年度に使用料単価（税抜）を 30 円以上引き上げる必要があります。また、図表 5-2 に示すように、企業債残高は令和 16 年度で約 52 億円となります。

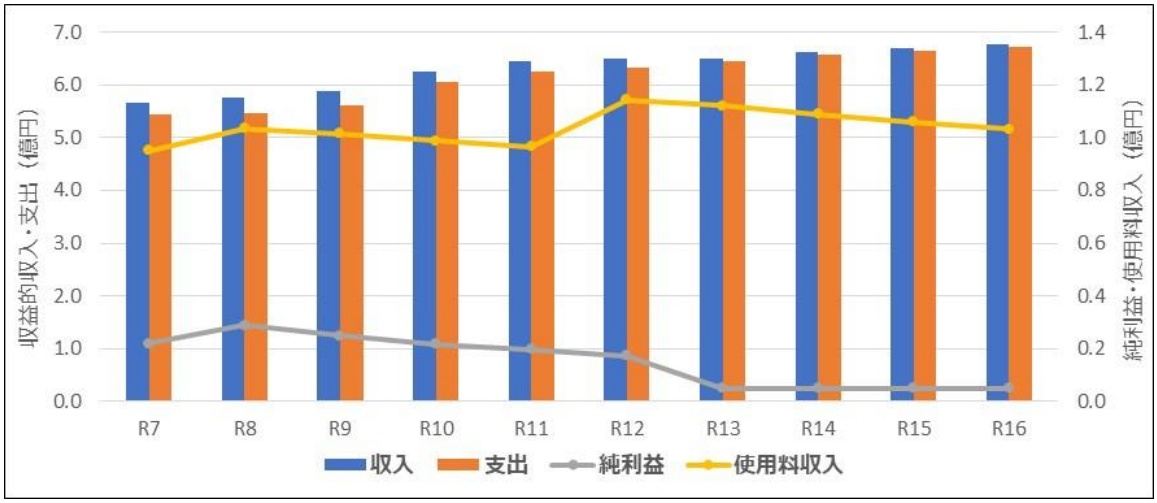

図表 5-1 収益的収支の推移（令和７～16 年度）

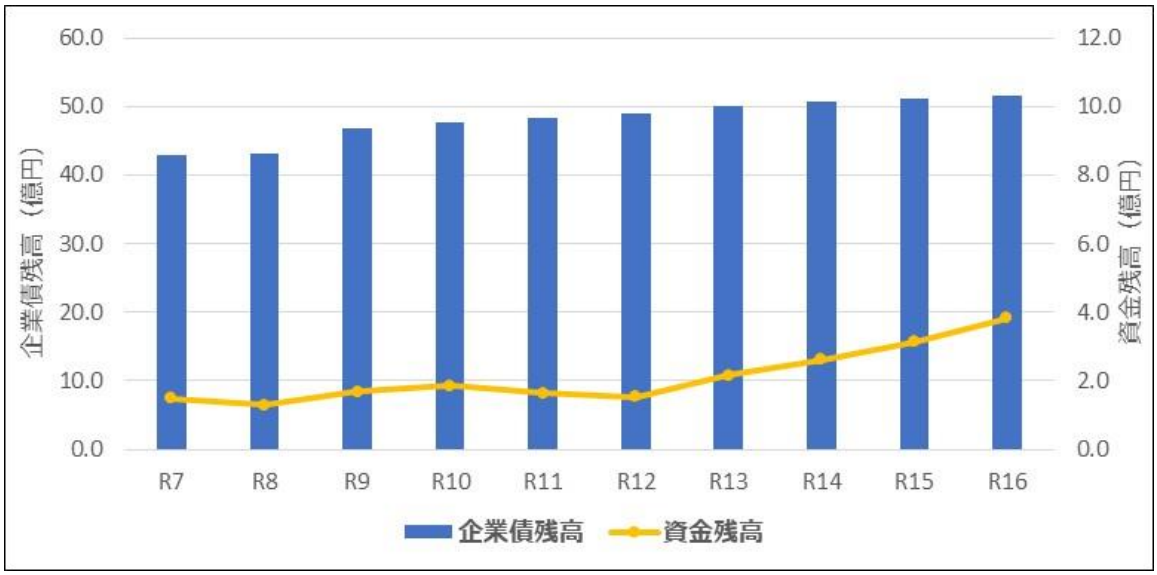

図表 5-2 企業債残高・資金残高の推移（令和 7～16 年度）

２．投資試算

（１）建設改良費

建設改良費は、図表 5-3 に示すとおりであり、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 58.2 億円が必要であると試算しています。なお、令和 8 年度から令和 10 年度の間は、西御所ポンプ場関連の工事が集中するため、他の年度よりも費用が大きくなる見込みです。

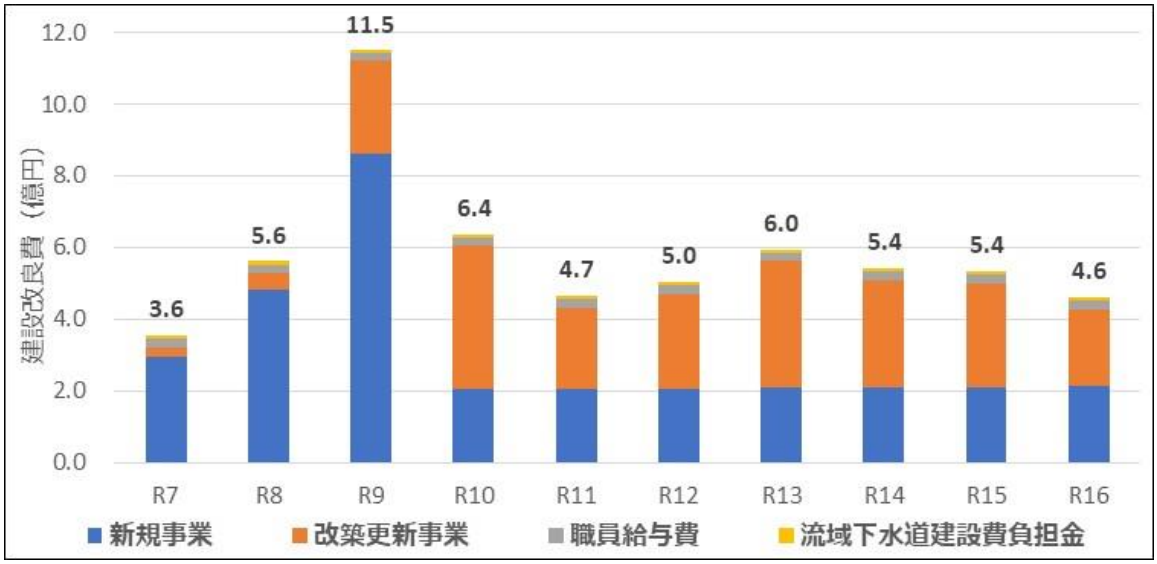

図表 5-3 建設改良費の推移（令和 7～16 年度）

１）新規事業

管路築造及び西御所ポンプ場関連工事の費用としては、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 30.9 億円と試算しています。

２）改築更新事業

ポンプ場及び管路の改築更新費として、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 23.8 億円と試算しています。

３）職員給与費

建設事業に携わる職員の給与費は、事業量に見合う体制を継続的に確保していくものと想定し、令和 6 年度予算額を基に、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 2.4 億円と試算しています。

４）流域下水道建設費負担金

建設に係る流域下水道負担金は、過年度実績を基に、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 0.9 億円と試算しています。

（２）投資以外に必要となる経費

投資以外に必要となる経費のうち、施設の維持管理に携わる職員の給与費、管路・ポンプ施設の維持管理費、流域下水道維持管理負担金、その他費用については、図表 5-4 に示すとおりで、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 10.1 億円と試算しています。

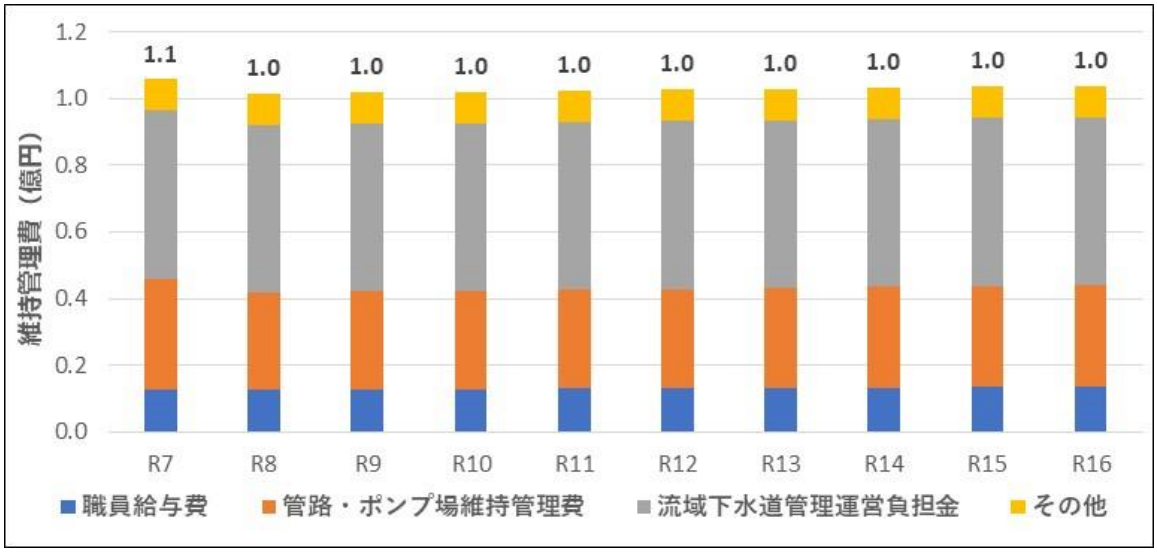

図表 5-4 維持管理関連費の推移（令和 7～16 年度）

１）職員給与費

維持管理に携わる職員の給与費は、事業量に見合う体制を継続的に確保していくものと想定し、令和 6 年度予算額を基に、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 1.3 億円と試算しています。

２）管路・ポンプ場維持管理費

管路維持管理費は、令和 6 年度予算額を基に、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 3.0 億円と試算しています。

３）流域下水道管理運営負担金

汚水処理に係る流域下水道負担金は、令和 6 年度予算額を基に、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間で約 5.0 億円と試算しています。

４）その他

資産減耗費、その他営業費用、その他営業外費用について、令和６年度予算額を基に、令和７年度から令和 16 年度の 10 年間で約 0.9 億円と試算しています。

５）減価償却費

減価償却費は、将来分は取得資産から算出し、過年度分と合わせて計上します。図表 5-5 に示すように、令和７年度から令和 16 年度の 10 年間で約 46.1 億円と試算しています。

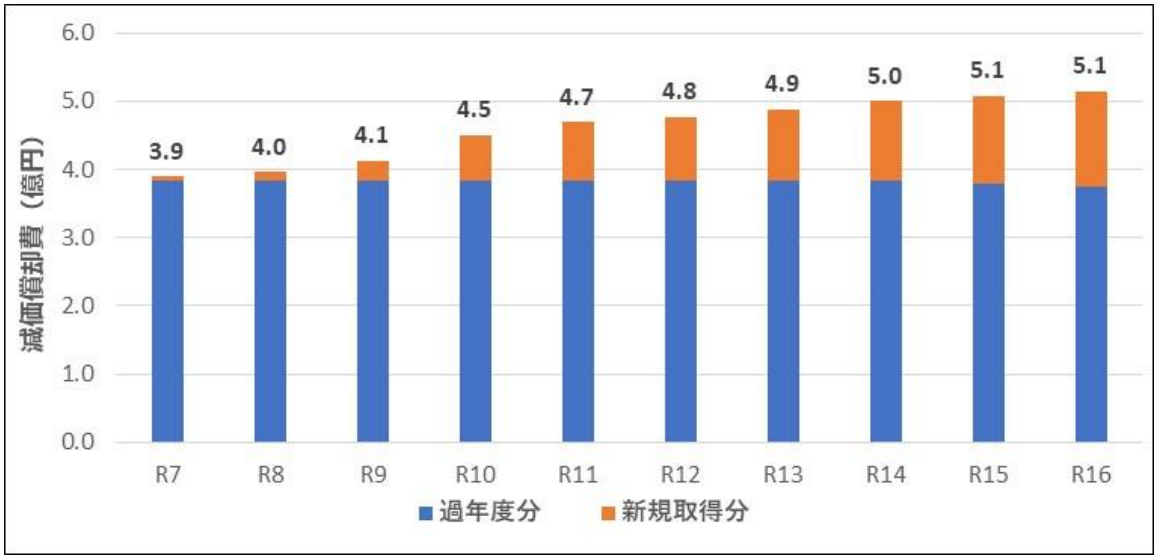

図表 5-5 減価償却費の推移（令和７～16 年度）

６）企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債は、過疎債、下水道事業債と資本費平準化債、特別措置債からなり、将来分と過年度分を計上します。

将来分は、過疎債、下水道事業債は「据置期間５年、償還期間 30 年、利率 1.0%」、資本費平準化債、特別措置債は「据置期間３年、償還期間 20 年、利率 1.8%」で計算し、過年度分と合わせて計上します。

結果は、「３．財源試算」で後述します。

３．財源試算

地方公営企業がその経営に必要とする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、他会計繰入金、企業債があり、その他の財源としては、国庫補助金、受益者負担金などが挙げられます。

令和７年度と令和 12 年度に使用料単価の引き上げを行う場合、使用料収入は、図表 5-1 に示すように、毎年度約 0.9 億円以上で推移する見込みです。

その他の財源については、国庫補助金は国土交通省の基準、また、受益者負担金は市の実績に基づき試算しています。

（１）財政収支の見通し

試算した投資・財源額を基に、計画期間 10 年間の財政シミュレーションを行い、収益的収支と資本的収支について収支計画を策定しました。

１）収益的収支

収益的収支は、図表 5-6 に示すとおりです。令和７年度から令和 16 年度まで、他会計繰入金が増加していく傾向にありますが、黒字を維持したまま推移します。

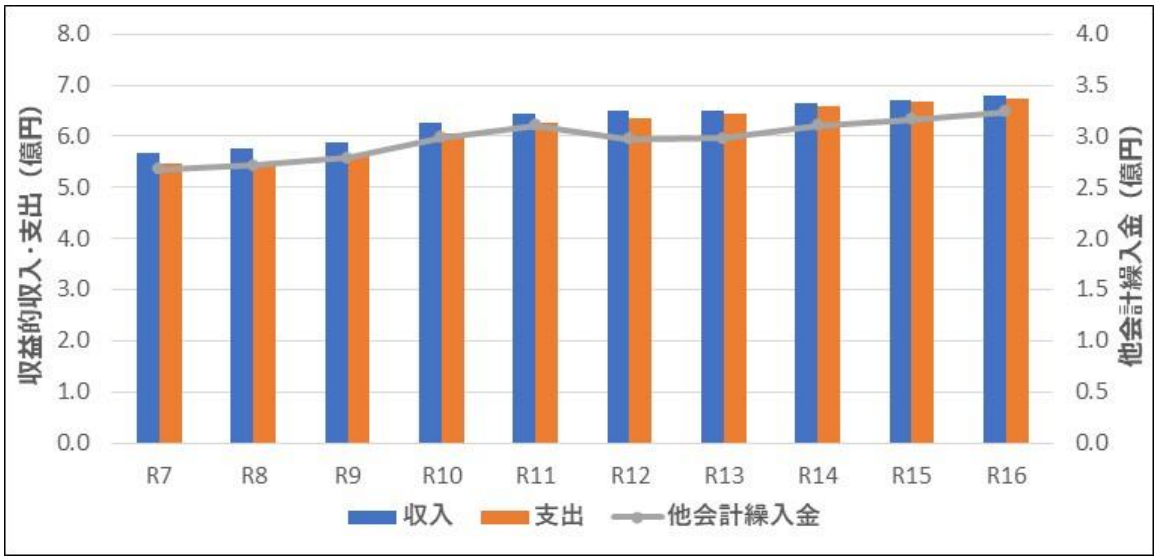

図表 5-6 収益的収支（令和 7～16 年度）

２）資本的収支

資本的収支は、図表 5-7 に示すとおりです。各年度で収入額が支出額を下回りますが、資本的収支不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、利益剰余金で補てんされます。

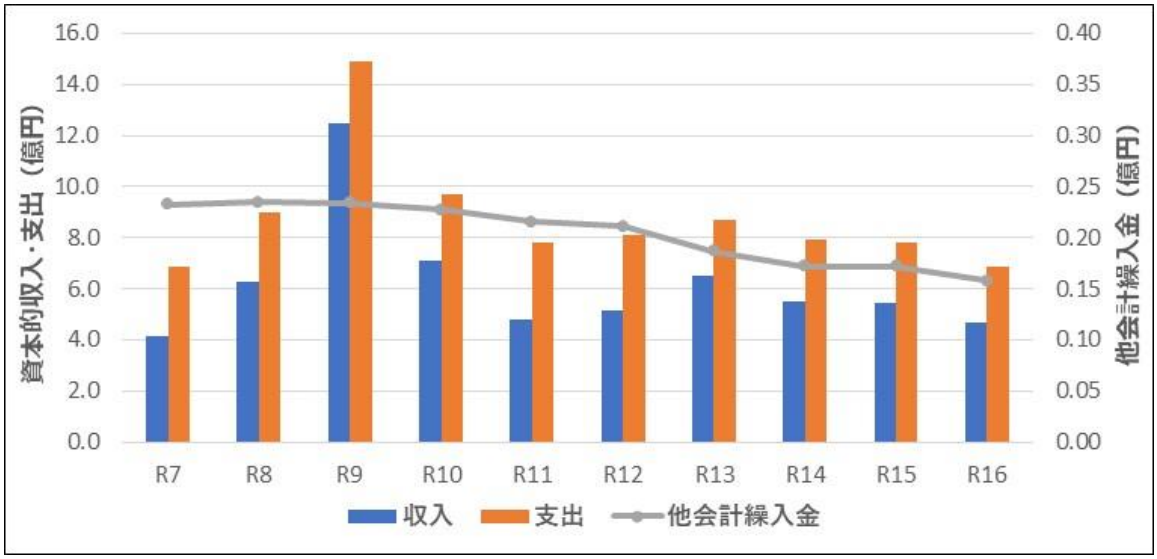

図表 5-7 資本的収支（令和 7～16 年度）

３）資金残高の見通し

健全な下水道経営を実施していくには、起債償還費や未払金に備えるために、一定の資金を確保しておくことが必要です。令和 16 年度時点の資金残高は 3.8 億円が見込まれています。

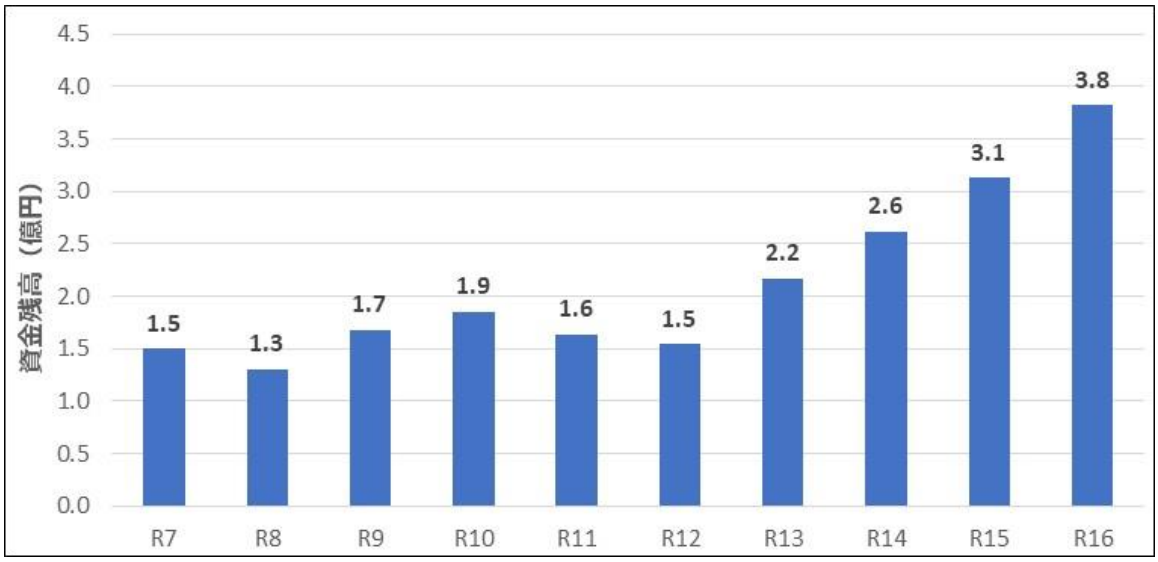

図表 5-8 資金残高（令和 7～16 年度）

４）企業債などの見通し

企業債、企業債償還金、企業債残高の推移は、図表 5-9 に示すとおりです。

企業債については、下水道施設は一度整備しますと長期にわたり使用することとなるため、世代間負担の公平性を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、効率的な下水道事業の実施に併せて適正化し、計画的に発行していきます。西御所ポンプ場関連工事が令和 8 年度から 10 年度の間に集中することにより、当該期間の発行額が増大し、その結果、令和 7 年度から令和 16 年度の間で年度あたり約 2.7～7.0 億円で推移していく計画となります。

企業債償還金は、令和 7 年度から令和 9 年度までは年度あたり約 3.3 億円で推移し、令和 10 年度以降は減少していく見通しであり、令和 16 年度には約 2.2 億円となります。

企業債残高は、令和 7 年度から令和 16 年度までは約 43～52 億円で推移しています。将来的な管渠の普及拡大に伴い、増加していく見通しですが、普及拡大が完了した後は減少していく計画となります。

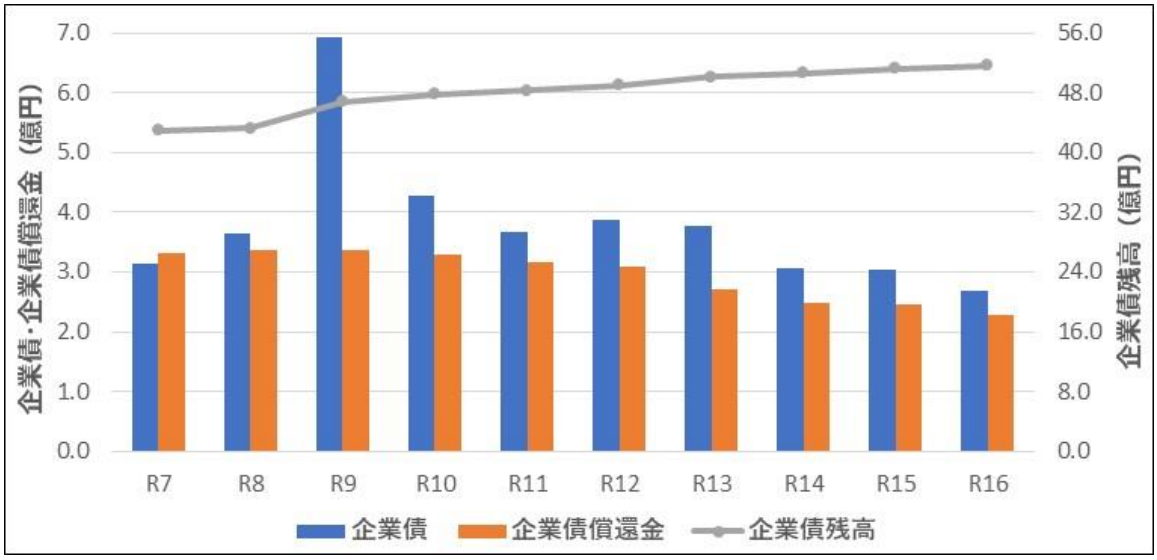

図表 5-9 企業債・企業債償還金・企業債残高（令和 7～16 年度）

５）健全な下水道経営に向けて

今後は下水道処理人口の拡大や西御所ポンプ場関連の工事のために、高水準の投資額が見込まれるため、将来的には企業債の発行を抑えて企業債残高を減少させる等、将来を意識した財政運営を行い、健全な下水道経営を目指すものとします。

4． 投資・財政計画（収支計画）

（１）収益的収支

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	91,075	91,292	90,890	95,332	103,824	101,689	99,054	96,752	114,712	112,351	109,149	106,328
(1) 料金収入	90,930	90,690	90,690	95,132	103,624	101,489	98,854	96,552	114,512	112,151	108,949	106,128
(2) 受託工事収益 (B)												
(3) その他	145	602	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
2．営業外収益	447,708	435,188	458,815	471,794	471,577	485,923	527,640	547,983	536,288	536,890	554,305	564,893
(1) 補助金	265,925	255,133	259,755	268,062	271,380	278,448	298,981	310,402	297,299	297,919	310,595	316,740
他会計補助金	265,336	255,105	259,755	268,062	271,380	278,448	298,981	310,402	297,299	297,919	310,595	316,740
その他補助金	589	28										
(2) 長期前受金戻入	181,662	179,982	198,988	203,660	200,124	207,403	228,586	237,508	238,915	238,898	243,637	248,080
(3) その他	121	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
収入計 (C)	538,783	526,480	549,705	567,126	575,401	587,612	626,695	644,735	650,999	649,241	663,454	671,221
収益的支出 1．営業費用	465,112	464,116	479,530	489,323	491,705	508,015	546,682	565,785	574,517	584,452	597,677	605,397
(1) 職員給与費	25,727	12,468	12,555	12,643	12,732	12,821	12,911	13,001	13,092	13,184	13,276	13,369
基本給	12,124	5,756	5,796	5,837	5,878	5,919	5,960	6,002	6,044	6,086	6,129	6,172
退職給付費												
その他	13,603	6,712	6,759	6,806	6,854	6,902	6,950	6,999	7,048	7,097	7,147	7,197
(2) 経費	71,660	77,186	82,870	87,494	83,143	83,347	83,548	83,753	83,960	84,171	84,377	84,587
動力費	1,231	1,076	1,050	1,028	1,007	993	974	958	942	929	909	892
修繕費	514	1,373	1,383	1,392	1,402	1,412	1,422	1,432	1,442	1,452	1,462	1,472
材料費	605											
その他	69,310	74,737	80,437	85,073	80,734	80,942	81,152	81,363	81,576	81,790	82,006	82,223
(3) 減価償却費	367,725	374,462	384,105	389,186	395,830	411,847	450,224	469,031	477,465	487,097	500,024	507,442
2．営業外費用	60,341	57,891	57,256	55,811	54,883	54,731	58,211	59,123	59,247	59,789	60,777	60,824
(1) 支払利息	54,829	52,206	51,571	50,126	49,199	49,047	52,526	53,438	53,563	54,104	55,093	55,139
(2) その他	5,512	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685
支出計 (D)	525,453	522,007	536,785	545,134	546,589	562,746	604,893	624,908	633,764	644,241	658,454	666,221
経常損益 (C)-(D) (E)	13,330	4,473	12,920	21,992	28,813	24,866	21,802	19,827	17,235	5,000	5,000	5,000
特別利益 (F)	479											
特別損失 (G)	394	18										
特別損益 (F)-(G) (H)	85	△18										
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	13,415	4,455	12,920	21,992	28,813	24,866	21,802	19,827	17,235	5,000	5,000	5,000
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	212,467	222,537	235,457	257,449	286,262	311,128	332,929	352,756	369,991	374,991	379,991	384,991
流動資産 (J)	366,145	200,339	244,748	204,649	185,330	222,409	240,436	218,188	209,126	271,418	316,710	367,701
うち未収金	84,004	42,853	55,320	54,085	58,781	59,338	73,279	59,955	50,261	68,761	72,963	80,068
流動負債 (K)	475,385	372,153	385,498	390,906	391,393	382,830	367,077	358,936	318,179	293,165	290,325	268,990
うち建設改良費分	318,183	317,306	330,296	335,623	336,696	329,822	316,390	308,810	271,712	248,914	245,689	226,593
うち一時借入金												
うち未払金	17,539	37,024	38,065	38,146	37,560	35,871	33,550	32,989	29,330	27,115	27,499	25,260
累積欠損金比率 （(I)/((A)-(B))×100）												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	91,075	91,292	90,890	95,332	103,824	101,689	99,054	96,752	114,712	112,351	109,149	106,328
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	91,075	91,292	90,890	95,332	103,824	101,689	99,054	96,752	114,712	112,351	109,149	106,328
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)												

（２）資本的収支

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収支 資本的収入	1．企業債	356,800	373,600	249,795	314,799	364,553	691,474	428,008	367,289	386,585	377,658	306,984	303,859
	うち資本費平準化債			79,200	46,924	51,732	77,259	60,413			44,040		
	2．他会計出資金			219	253	221	222	223	224	225	225	226	227
	3．他会計補助金	24,637	22,832	86,350	23,256	23,466	23,377	22,693	21,582	21,128	18,693	17,205	17,157
	4．他会計負担金												
	5．他会計借入金												
	6．国（都道府県）補助金	141,751	152,660	80,049	74,452	236,472	526,180	256,937	84,865	103,666	247,969	220,829	217,196
	7．固定資産売却代金												
	8．工事負担金	2,730	4,760	41	48	41	42	42	42	42	42	42	43
	9．その他			3,459	3,452	3,459	3,458	3,458	3,458	3,458	3,458	3,458	3,457
	計 (A)	525,918	553,852	419,913	416,259	628,212	1,244,753	711,361	477,460	515,103	648,046	548,745	541,939
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	525,918	553,852	419,913	416,259	628,212	1,244,753	711,361	477,460	515,103	648,046	548,745	541,939
資本的支出	1．建設改良費	336,324	533,607	263,222	355,169	562,061	1,153,330	637,635	465,427	503,693	595,202	541,601	535,017
	うち職員給与費	19,625	21,031	22,963	23,000	23,161	23,323	23,486	23,651	23,816	23,983	24,151	24,320
	2．企業債償還金	318,443	318,182	317,308	330,296	335,623	336,696	329,822	316,390	308,810	271,712	248,914	245,689
	3．他会計長期借入返還金												
	4．他会計への支出金												
	5．その他												
	計 (D)	654,767	851,789	580,530	685,465	897,684	1,490,026	967,458	781,817	812,504	866,915	790,515	780,706
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		128,849	297,937	160,617	269,206	269,472	245,273	256,097	304,357	297,401	218,868	241,770	238,767
補塡財源	1．損益勘定留保資金	128,849	297,937	154,220	241,114	190,306	175,347	226,004	245,725	227,729	191,500	216,687	212,615
	2．利益剰余金処分額				7,096	54,124	17,476		28,466	37,710			1,349
	3．繰越工事資金												
	4．その他			6,396	20,996	25,042	52,450	30,093	30,166	31,962	27,369	25,083	24,804
	計 (F)	128,849	297,937	160,617	269,206	269,472	245,273	256,097	304,357	297,401	218,868	241,770	238,767
補塡財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)			686										
企業債残高 (H)		4,317,681	4,373,099	4,305,586	4,290,089	4,319,019	4,673,797	4,771,983	4,822,882	4,900,656	5,006,602	5,064,672	5,122,842

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分	265,336	255,105	259,755	268,062	271,380	278,448	298,981	310,402	297,299	297,919	310,595	316,740
うち基準内繰入金	199,747	219,229	259,755	268,062	271,380	272,305	270,194	261,666	256,298	230,327	214,846	212,350
うち基準外繰入金	65,589	35,876				6,143	28,787	48,736	41,002	67,592	95,749	104,390
資本的収支分	24,637	22,832	86,350	23,256	23,466	23,377	22,693	21,582	21,128	18,693	17,205	17,157
うち基準内繰入金	24,637	22,832	22,309	23,132	23,355	23,266	22,582	21,470	21,016	18,581	17,093	17,044
うち基準外繰入金			64,040	124	111	111	111	112	112	112	113	113
合計	289,973	277,937	346,105	291,318	294,846	301,825	321,674	331,984	318,428	316,612	327,800	333,897

原価計算表

供用開始年月日	H4 年 4 月 8 日
処理区域内人口	11,720人
計算期間	自R7年4月至R10年3月 （3年間）

収 入 の 部

項目	金額 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	使用料対象収支（A）－（B）
使用料 (X)	千円 90,690	千円 100,082	千円	千円 100,082
受託工事収益	0	0		0
その他	602	200		200
合計	91,292	100,281	0	100,281

支 出 の 部

項目		金額 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	使用料対象収支（A）－（B）
管渠費	修繕費	1,373	1,402	0	1,402
	材料費	0	0	0	0
	委託料	26,149	28,170	0	28,170
小計		27,522	29,572	0	29,572
ポンプ場費	動力費	1,076	1,009	0	1,009
	修繕費	0	0	0	0
	材料費	0	0	0	0
	薬品費	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
小計		1,076	1,009	0	1,009
一般管理費	人件費 給料	12,468	12,732	0	12,732
	人件費 諸手当	0	0	0	0
	人件費 福利費	0	0	0	0
	流域下水道管理運営費負担金	44,971	50,399	0	50,399
	その他	9,302	9,366	0	9,366
小計		66,741	72,496	0	72,496
資本費	支払利息	52,206	49,457	43,220	6,238
	減価償却費	374,462	398,954	372,338	26,616
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計		426,668	448,411	415,558	32,853
合計 (Y)		522,007	551,489	415,558	135,931

資産維持費（Z）	0
使用料対象経費（Y）＋（Z）	135,931

(X)／((Y)＋(Z))＊100＝ 0.74

＜使用料水準についての説明＞

上記算定の結果は、令和7年10月に使用料改定（現行比約27%増）を実施した場合のものです。当該使用料改定を行わない場合、将来的な人口減少が見込まれることから、使用料対象経費に対する使用料収入の割合は令和10年3月時点で約0.61まで低下し、経費回収率の維持・向上が困難になる見通しです（令和5年度実績：0.75）。

今後も下水道事業を安定的に運営していくため、令和7年10月に使用料改定を行った後も適正な使用料水準について継続的に検討していく必要があります。

第 6 章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の検証及び PDCA サイクルの確立

基本的には、毎年の予算措置、決算処理完了後に収支計画の数値を置き換え、計画の進捗管理を行います。また、社会情勢の変化や関連制度の変更等があれば、その要因を収支計画に反映させたシミュレーションを行い、計画にどのような影響が出るかを検証します。

図 6-1 に示すように、今回策定した経営戦略（Plan）に基づき、下水道事業の実施及び事業運営を行っていく中で（Do）、収支計画表と実績との比較検証を実施しつつ（Check）、その結果を次の経営戦略見直し（計画策定から 5 年後）に反映していく（Action）という PDCA サイクルを構築していきます。

併せて、各種関連計画の見直しも実施しつつ、経営の健全化に向けた取り組みを進めていきます。

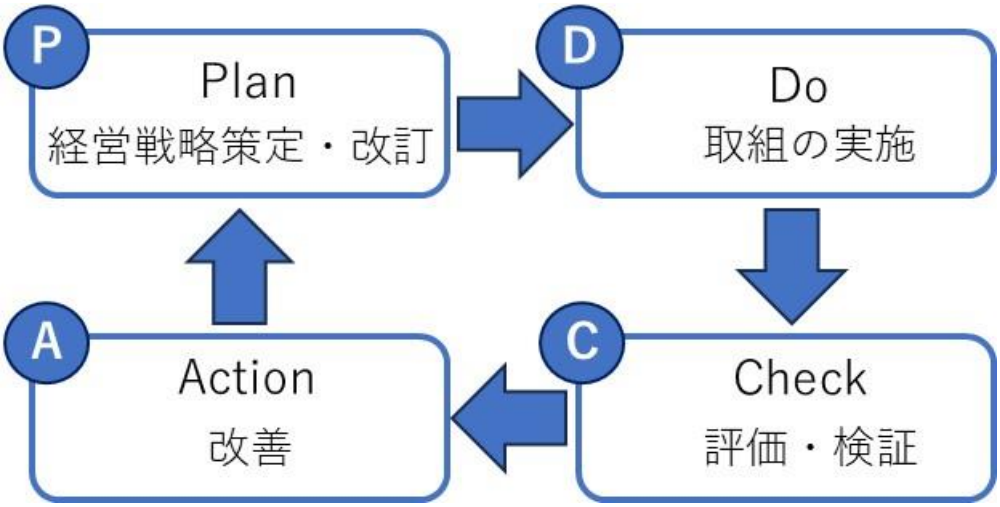

図表 6-1 下水道事業経営戦略の PDCA サイクル

第７章 経営戦略の業績指標目標

指標	令和５年度末時点	令和 11 年度	令和 16 年度
	（実績）	（目標）	（目標）
普及率（%）	49.8	55	60.0
水洗化率（%）	66.9	68.5	70.0
経常収支比率（%）	100.9	102.8	100.7
経費回収率（%）	74.9	70.0	71.8
企業債残高（億円）	43.7	50.0	55.0

（１）普及率の推進、水洗化率の向上と健全な経営状態の確保

本市の下水道処理人口普及率は令和５年度現在で 49.8%と、類似団体平均 80.5%を下回り、低く推移しています。

普及率の拡大に取り組んでいくため、投資に伴う減価償却費の増加に伴い経費回収率の指標数値は低下しますが、効率的な投資を行い、低下幅の抑制に努めます。また、経営の健全性を示す経常収支比率は 70%を維持し、健全な経営状況を確保するよう努めます。

水洗化率の向上に努め、将来的に安定した使用料収入の確保を目指します。

（２）収入増加、支出削減に対する取り組み

①使用料収入は、経費回収率が毎年度 70%以上となる水準を目標とし、そのために令和７年度以降、およそ５年に一度の頻度で使用料単価の見直しを行います。また、使用料収入の見通し及び使用料の見直しに関する事項については、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口等を基に将来人口を推計し、有収水量の推移を算定のうえで作成した使用料収入の見通し（今後 50 年間）に沿うように努めます。

②管渠の普及拡大については、各年度整備する地域の今後の見通しを立て、計画的に整備を行うことで、工事関連予算を効率的に活用します。なお、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設や避難所等の重要施設に接続する管路等について、今後概ね 15～20 年間で耐震化を完了することを目指します。

（３）収支構造改善の定期的な検証・見直し

経営戦略の計画期間は 10 年間を設定していますが、取り組みの効果や状況について、少なくとも５年に１度は計画値と実績の比較により進捗状況の確認を行い、大きな乖離が生じたことが判明した場合には、計画の見直しを行うものとします。

（４）経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（2020（令和 2）年 7 月 21 日付け国水下企第 34 号）において、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を経営戦略に明記することが求められていることから、経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略計画期間	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇨
経営戦略改定					◎					◎	
経営戦略見直し作業			⇨	⇨				⇨	⇨		
使用料単価の改定(実施する場合)	◎					◎					◎
使用料単価の見直しに向けた検討			⇨	⇨	⇨			⇨	⇨	⇨	
投資の効率化・平準化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
民間のノウハウの活用推進	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

経費回収率向上に向け、経営戦略の見直しに併せて使用料単価の見直しに向けた検討を行い、使用料単価の改定の有無を決定していきます。また、ストックマネジメント計画に沿った計画的かつ効率的な投資を行っていくことで普及率と水洗化率の向上を図り、使用料収入の確保に努めていきます。さらに、民間のノウハウの活用を一層推進していき、業務等の効率化を図り、経費削減に努めていきます。

第８章　【参考】用語集

用　語	説　明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性等から独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚水資本費	管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量１㎥当たり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。
繰入基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準（一般会計が負担すべき経費）が示されている。 ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具等の有形固定資産の価値は、時の経過に伴い減少するため、会計上の１期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。
さ行	
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。 （算式）晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100
資本費	借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
使用料	下水道を使用する際の利用料金。本市条例による公共下水道使用料。

使用料単価	使用料の対象水量１㎥当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 （算式）使用料÷年間総有収水量円/m3
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
た行	
他会計繰入金	一般会計繰入金のことを指す。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は複式簿記方式により経理が行われる。
長期前受金（戻入）	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
は行	
PFI	PFIは、民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法であり、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。 PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域関連公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道。
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。